
第二期

天童市子ども・子育て
支援事業計画

令和2年3月

天 童 市

安心して子育てできる環境を目指して



少子高齢化の急速な進展とこれに伴う本格的な人口減少社会の到来、ひとり親家庭や子どもの貧困などの家庭における経済環境の変化、女性の就労率の上昇など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

また、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化により、近隣の住民等からの日々の子育てに対する助言、協力を得ることが困難な状況になっており、子ども達の健やかな育ちを実現するための環境整備が求められています。

このような社会情勢等の変化に的確に対応するとともに、第一期天童市子ども・子育て支援事業計画の成果を生かしながら、子どもを持つ家庭への幅広い子育て支援事業の更なる充実に向けた指針として、新たな事業計画を策定しました。

この第二期天童市子ども・子育て支援事業計画では、「住んでみたい 住み続けたい 子どもを生み育てたいまち 天童市」を計画の基本理念とし、3つの基本目標とともに、重点的・横断的に取り組む子育て支援施策を掲げています。一人ひとりの子どもの成長を育み、安心して子どもを生み育てられ、子育て家庭をみんなで支えるまちを目指しています。市民の皆さまをはじめ、地域や事業所などの各種団体とともに子育て支援事業を積極的に展開し、計画を着実に推進してまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、第二期天童市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、多大な御尽力をいただきました天童市児童福祉審議会や市議会、ニーズ調査やパブリックコメントなど様々な機会を通して貴重な御意見をいただきました市民の皆さまに、心から厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

天童市長 山 本 信 治

目次

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画策定の体制	5

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 子ども・子育て家庭の状況	9
2 児童福祉施設等の状況	20
3 幼児教育・保育施設及び地域型保育事業について	26
4 地域子ども・子育て支援事業について	28
5 第一期計画の進捗状況	29

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	41
2 基本目標	41
3 施策の体系	42

第4章 施策の展開

基本目標1 一人ひとりの子どもの成長を育む環境づくり	45
基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	50
基本目標3 子育て家庭をみんなで支える環境づくり	55

第5章 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保方策

1 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定について	61
2 量の見込みと確保方策について	61
3 幼児教育・保育に関する事業計画	62
4 地域子ども・子育て支援事業計画	65

第6章 計画の推進

1 関係機関等との連携	73
2 計画の進行管理及び点検・評価	73

資料編

1 ニーズ調査結果の概要	77
2 天童市児童福祉審議会委員名簿	87
3 第二期天童市子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員名簿	88
4 第二期天童市子ども・子育て支援行動計画策定検討会議委員名簿	88



第 1 章

計画策定の概要

第1章

計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化が急速に進展する中、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化により、子育ての不安や孤独感が高まっています。また、共働き家庭は増加し続けており、仕事と子育ての両立が大きな課題となっています。平成24年8月22日に子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために「子ども・子育て支援法」が公布され、この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に創設されました。

市では、国が示す基本指針に基づき、平成27年度を始期とする5か年の天童市子ども・子育て支援事業計画を作成し、計画を推進してきましたが、当該計画が令和元年度に終期を迎えたことから、この度、第二期天童市子ども・子育て支援事業計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 第七次天童市総合計画における位置付け

この計画は、「第七次天童市総合計画」と「第二次天童市地域福祉計画」を上位計画として、それぞれの理念に基づき、本市における子ども・子育て支援分野の個別計画として位置付けます。

(2) 次世代育成支援行動計画との関係

次世代育成支援対策推進法の一部改正により、次世代育成支援行動計画（本市「新わらべプラン」）と「市町村子ども・子育て支援事業計画」との一体的な策定が可能とされています。

このため、次世代育成支援行動計画の実施状況を把握するとともに、子ども・子育て支援事業計画で対象とする課題等について整理し、第二期天童市子ども・子育て支援事業計画に反映します。

(3) 他の関連計画との整合性

この計画における個々の施策の展開に当たっては、本市の「健康てんどう21行動計画」、「天童市障がい児福祉計画」、「天童市男女共同参画推進計画」等と整合性を図りながら、その実現を目指すものとします。

●上位計画、各種関連計画、関連法令との関係



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

●計画期間

平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
天童市子ども・子育て支援事業計画									
				計画 策定	第二期天童市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画策定の体制

(1) 計画の策定体制

計画の策定に当たって、市関係課による策定委員会等を設置し、計画（案）を作成しました。計画（案）は天童市児童福祉審議会に諮問し、答申を受けました。

(2) 市民の意見を反映した計画づくり

子ども・子育てに関する課題や需要、利用状況や今後の利用希望等を把握するため、平成30年12月に、就学前児童の保護者2,517人と就学児（小学1年生と小学4年生）の保護者1,029人を対象にした「天童市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査」を実施しました。

また、広く市民の意見を聴取するため、令和2年2月にパブリックコメントを実施しました。



第 2 章

子ども・子育てを取り巻く状況

第2章

子ども・子育てを取り巻く状況

1 子ども・子育て家庭の状況

(1) 人口の推移

本市の人口はゆるやかな減少傾向にあり、平成31年4月1日現在、61,914人となっています。過去10年間で最も多い平成24年と比較すると、552人減少しています。

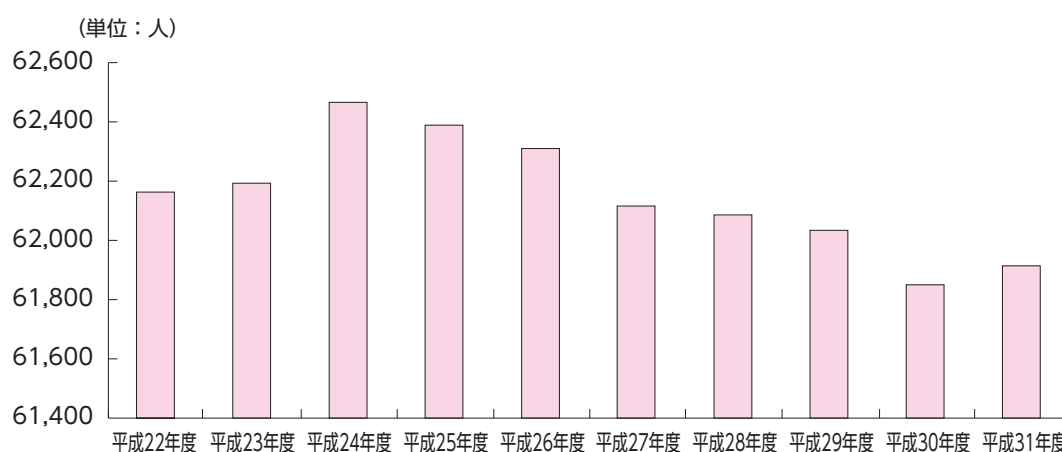
【人口の推移】

(単位：人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
人口	62,163	62,193	62,466	62,389	62,310	62,116	62,086	62,034	61,850	61,914

※平成24年以降は外国人登録者数を含む。

人口の推移



〈資料〉住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 年齢階層別人口（3区分）の推移

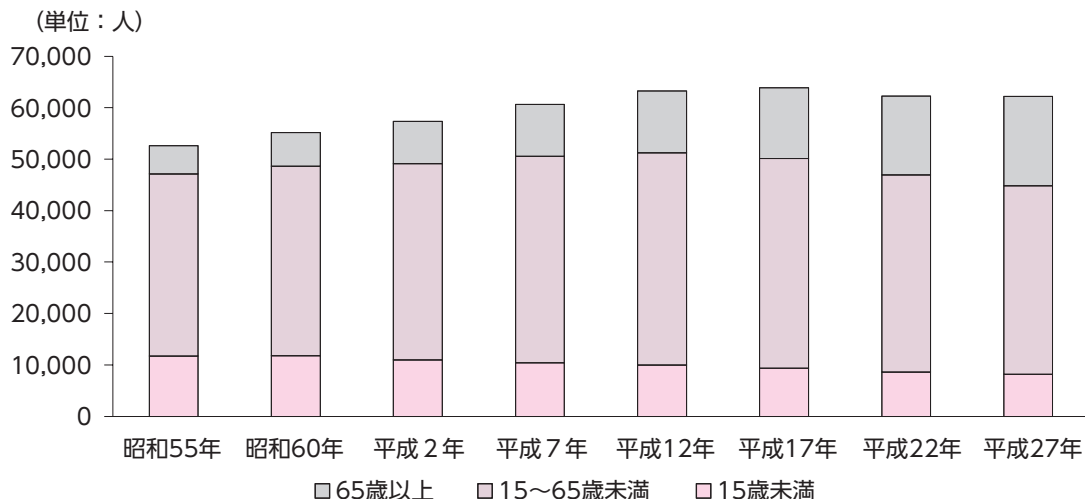
人口を年齢階層別に見てみると、15歳未満の年少人口は、総人口の減少時期よりも早い昭和60年の11,805人をピークに徐々に減少しています。

一方、65歳以上の老年人口は年々増加しており、少子高齢化が進行しています。

【年齢階層別人口（3区分）の推移】

(単位：人)

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
15歳未満	11,745	11,805	11,025	10,462	10,008	9,388	8,615	8,195
15～65歳未満	35,374	36,814	38,086	40,060	41,228	40,713	38,297	36,602
65歳以上	5,478	6,504	8,228	10,104	11,995	13,763	15,302	17,397
合計	52,597	55,123	57,339	60,626	63,231	63,864	62,214	62,194



〈資料〉国勢調査

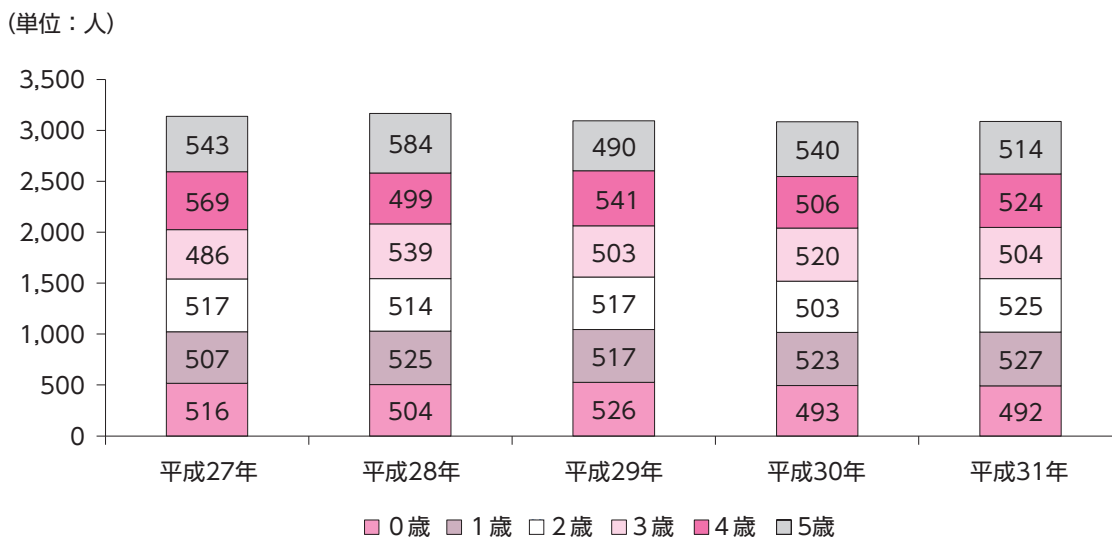
(3) 0歳から5歳の年齢別児童数

0歳から5歳の子どもの人口は、平成27年から平成29年までは減少傾向にありますが、その後は横ばいで推移しています。平成31年4月1日現在、3,086人となっています。

【0歳から5歳の児童数】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
合計	3,138人	3,165人	3,094人	3,085人	3,086人

0歳から5歳の年齢別児童数の推移



〈資料〉住民基本台帳（各年4月1日現在）

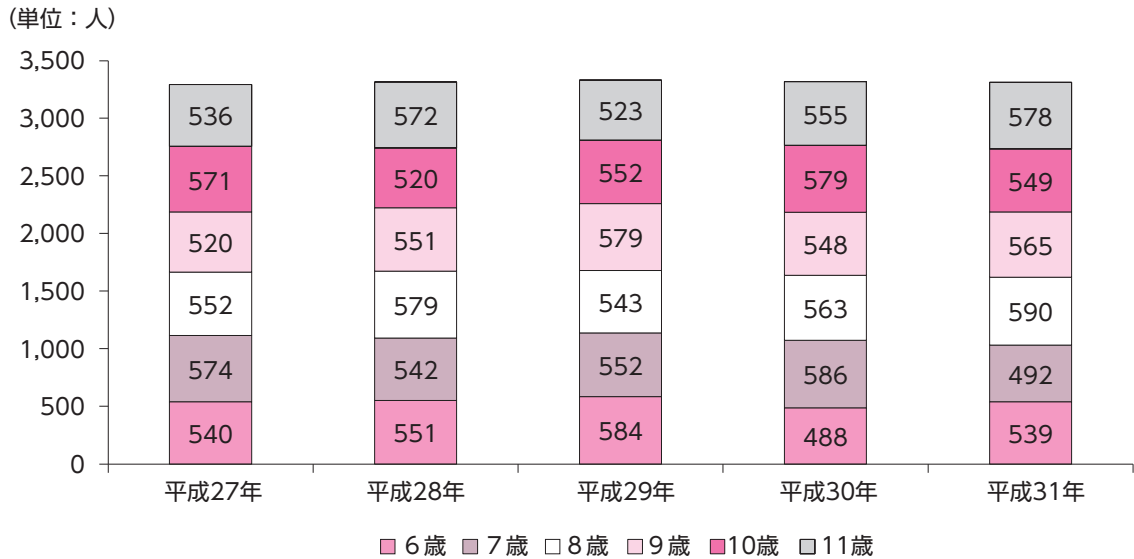
(4) 6歳から11歳の年齢別児童数

6歳から11歳の子どもの人口は、平成27年から平成29年まではやや増加傾向にあり、その後は微減の状況です。平成31年4月1日現在、3,313人となっています。

【6歳から11歳の児童数】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
合計	3,293人	3,315人	3,333人	3,319人	3,313人

6歳から11歳の年齢別児童数の推移



〈資料〉住民基本台帳（各年4月1日現在）

(5) 合計特殊出生率と出生数の推移

女性が一生の間に生むと推定される子どもの数を示す合計特殊出生率をしてみると、本市の数値は全国値と山形県平均を上回って推移しています。平成24年から回復傾向にあり、平成30年は1.61となっています。

出生数は、下降、上昇を繰り返しながら漸減しており、平成30年は526人となっています。

【合計特殊出生率の推移】

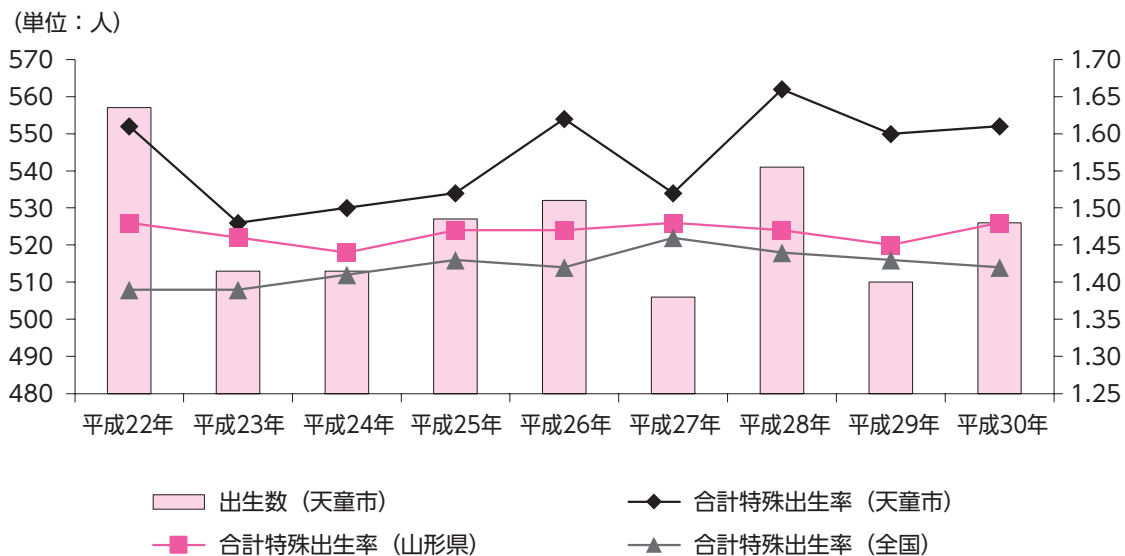
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
天童市	1.61	1.48	1.50	1.52	1.62	1.52	1.66	1.60	1.61
山形県	1.48	1.46	1.44	1.47	1.47	1.48	1.47	1.45	1.48
全国	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.46	1.44	1.43	1.42

【出生数（天童市）】

(単位：人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
出生数	557	513	513	527	532	506	541	510	526

合計特殊出生率と出生数の推移



〈資料〉山形県統計年鑑

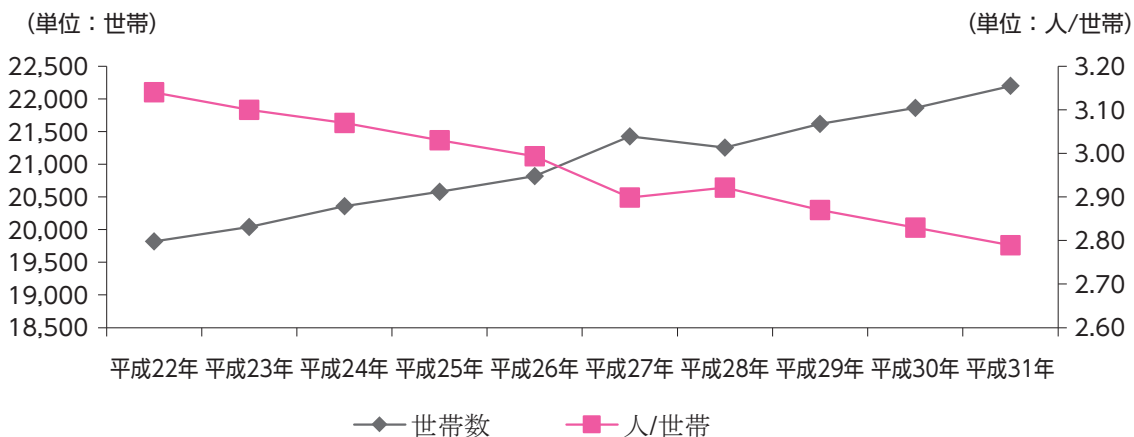
(6) 世帯数と世帯当たり人員の推移

世帯数は年々増加していますが、1世帯当たりの人員数は減少しており、世帯分離が進行していることが伺えます。

【世帯数と世帯当たり人員数の推移】

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
世帯数	19,820	20,041	20,358	20,580	20,817	21,428	21,254	21,618	21,861	22,199
人/世帯	3.14	3.10	3.07	3.03	2.99	2.90	2.92	2.87	2.83	2.79

世帯数と世帯当たりの人員の推移



〈資料〉住民基本台帳 (各年4月1日現在)

(7) 女性の就業状況の推移

女性の労働力人口（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する傾向があります（M字カーブ）。近年、本市では女性の就業が進み、25歳以降の女性の就業率が上昇しており、M字カーブはフラット化の傾向があります。

また、本市と全国の女性の就業率を比較すると、25歳から29歳までは4.0ポイント、30歳から34歳までは6.1ポイント、35歳から39歳までは10.0ポイント、本市が全国を上回っています。

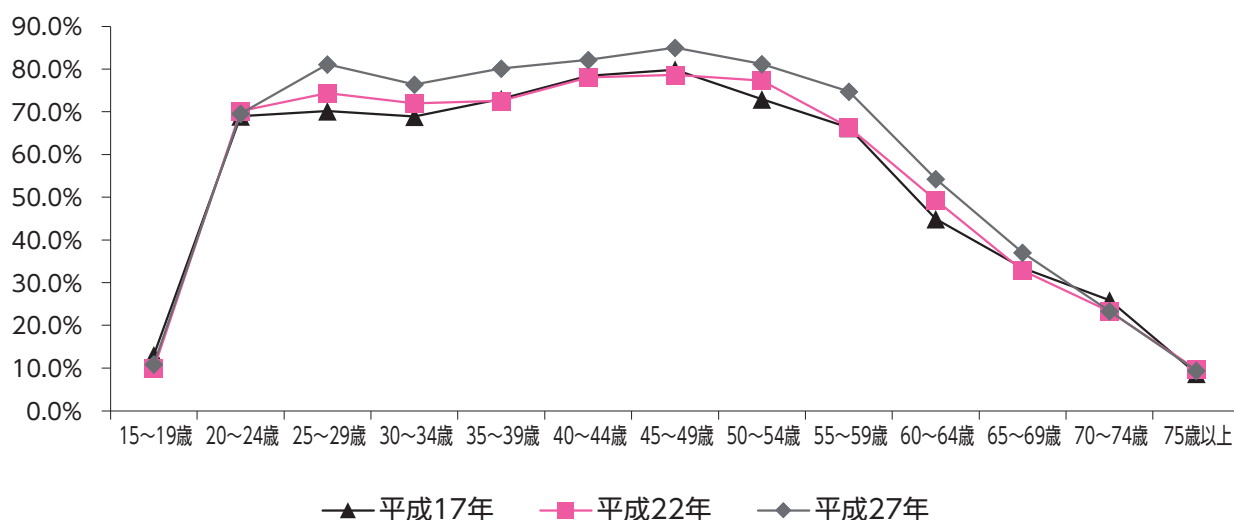
【本市の女性の就業状況の推移】

(単位：%)

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75歳以上
平成17年	13.1	69.0	70.2	68.9	73.0	78.4	79.9	72.9	66.3	44.9	33.5	25.9	8.7
平成22年	9.9	70.2	74.4	71.9	72.6	78.0	78.7	77.3	66.3	49.3	32.9	23.2	9.7
平成27年	10.9	69.5	81.1	76.4	80.1	82.2	85.0	81.2	74.7	54.3	37.1	23.3	9.4

本市の女性の就業状況の推移

(単位：%)



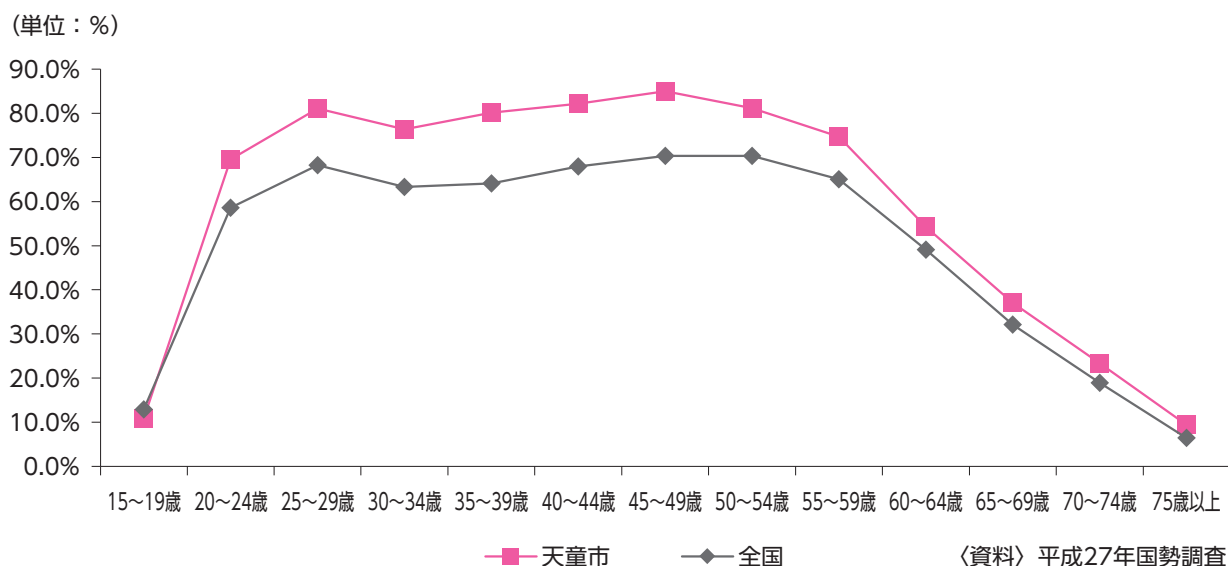
〈資料〉国勢調査

【本市と全国の比較】

(単位：%)

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75歳以上
天童市	10.9	69.5	81.1	76.4	80.1	82.2	85.0	81.2	74.7	54.3	37.1	23.3	9.4
全国	13.8	65.3	77.1	70.3	70.1	73.5	75.5	74.2	67.7	50.8	33.2	19.6	6.7

本市と全国の女性の就業状況の比較



(8) 幼児教育・保育施設の利用児童数の推移

幼児教育施設を利用している児童数は減少していますが、保育施設を利用する児童数は増加しています。年齢別の利用児童数では、0歳児、1歳児、2歳児の利用児童数が大きく上昇しており、利用児童割合でも同様の傾向が見られます。

【幼児教育・保育施設の利用児童数の推移】

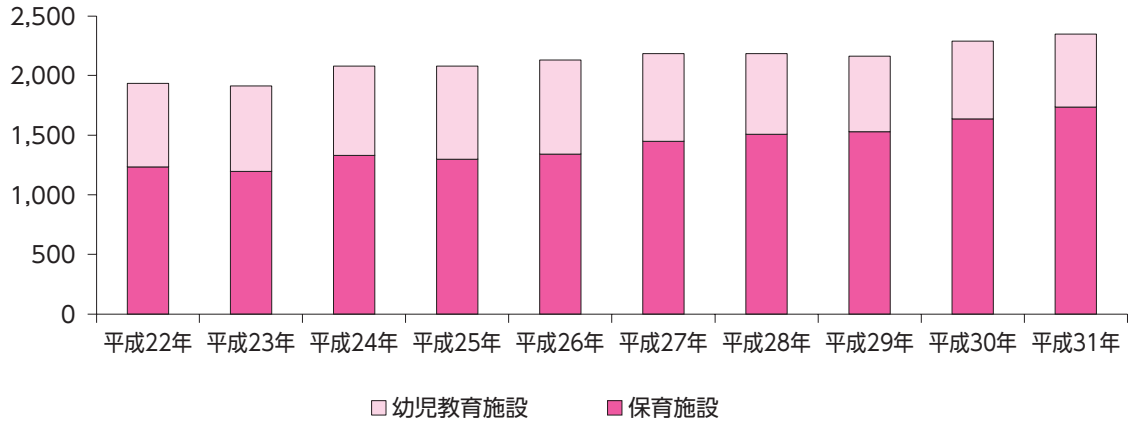
(単位：人)

	幼児教育施設児童数	保育施設児童数	合計児童数
平成22年	702	1,233	1,935
平成23年	717	1,196	1,913
平成24年	749	1,330	2,079
平成25年	783	1,297	2,080
平成26年	789	1,341	2,130
平成27年	737	1,447	2,184
平成28年	677	1,506	2,183
平成29年	634	1,529	2,163
平成30年	650	1,637	2,287
平成31年	611	1,736	2,347

各年4月1日現在

幼児教育・保育施設の利用児童数の推移

(単位：人)



【年齢別幼児教育・保育施設の利用児童数の推移】

(単位：人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平成22年	60	160	214	467	503	531
平成23年	57	160	204	484	509	499
平成24年	77	191	232	484	567	528
平成25年	80	185	247	477	532	559
平成26年	81	235	250	515	527	522
平成27年	101	234	312	456	552	529
平成28年	94	252	291	496	484	566
平成29年	111	250	326	475	528	473
平成30年	120	291	348	495	504	529
平成31年	154	313	376	493	509	502

各年4月1日現在

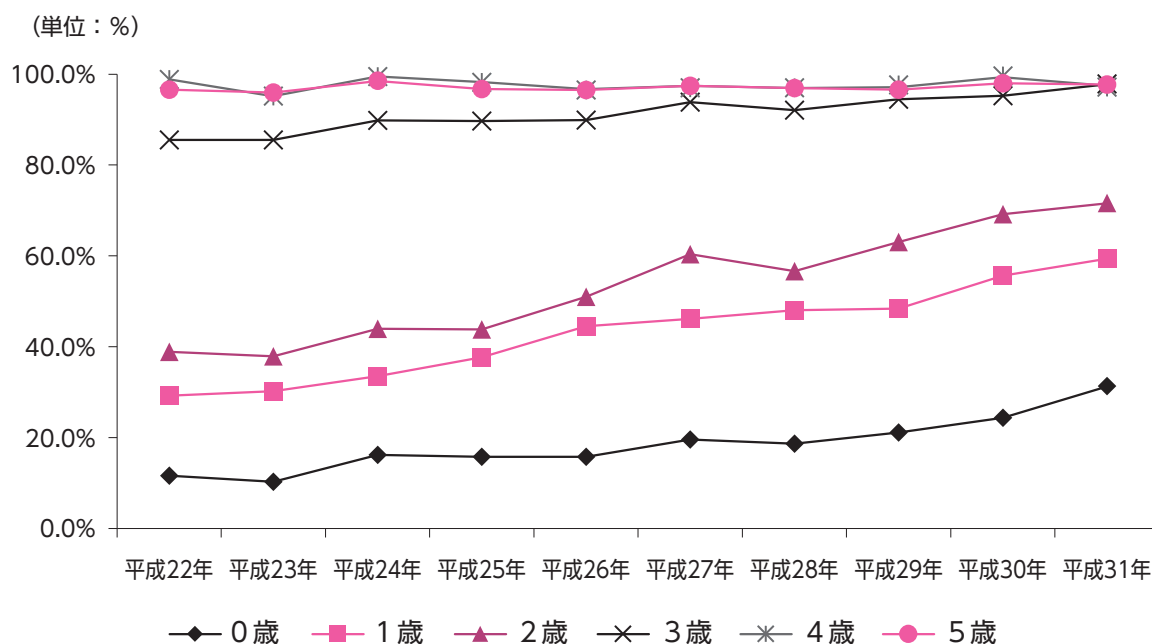
【年齢別幼児教育・保育施設の利用児童割合の推移】

(単位：人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平成22年	11.6	29.3	38.8	85.5	98.9	96.5
平成23年	10.3	30.2	37.9	85.5	95.1	96.0
平成24年	16.2	33.5	43.9	89.8	99.5	98.5
平成25年	15.8	37.7	43.8	89.7	98.2	96.7
平成26年	15.8	44.5	51.0	89.9	96.5	96.5
平成27年	19.6	46.2	60.3	93.8	97.0	97.4
平成28年	18.7	48.0	56.6	92.0	97.0	96.9
平成29年	21.1	48.4	63.1	94.4	97.6	96.5
平成30年	24.3	55.6	69.2	95.2	99.6	98.0
平成31年	31.3	59.4	71.6	97.8	97.1	97.7

各年4月1日現在

年齢別幼児教育・保育施設の利用児童割合の推移



(9) 放課後児童クラブの利用児童数の推移

放課後児童クラブは、共働き家庭等の児童の放課後における遊びと生活の場として、市内全ての小学校区に設置しています。

近年、利用児童数は増加しており、児童数に占める利用割合は全体的に上昇しています。令和元年の小学1年生の利用児童数は328人となり、平成22年の197人と比較すると1.66倍となっています。令和元年の小学1年生の利用率は61.5%に達しています。

【学年別利用児童数の推移】

(単位：人)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
平成22年	197	167	124	100	67	36	691
平成23年	210	179	142	98	72	53	754
平成24年	172	209	151	104	71	52	759
平成25年	227	162	180	107	75	48	799
平成26年	234	231	135	130	80	43	853
平成27年	243	246	196	106	83	56	930
平成28年	257	234	215	148	69	57	980
平成29年	307	257	210	168	104	48	1,094
平成30年	267	295	223	167	114	60	1,126
平成31年	328	268	256	167	111	64	1,194

各年5月1日現在

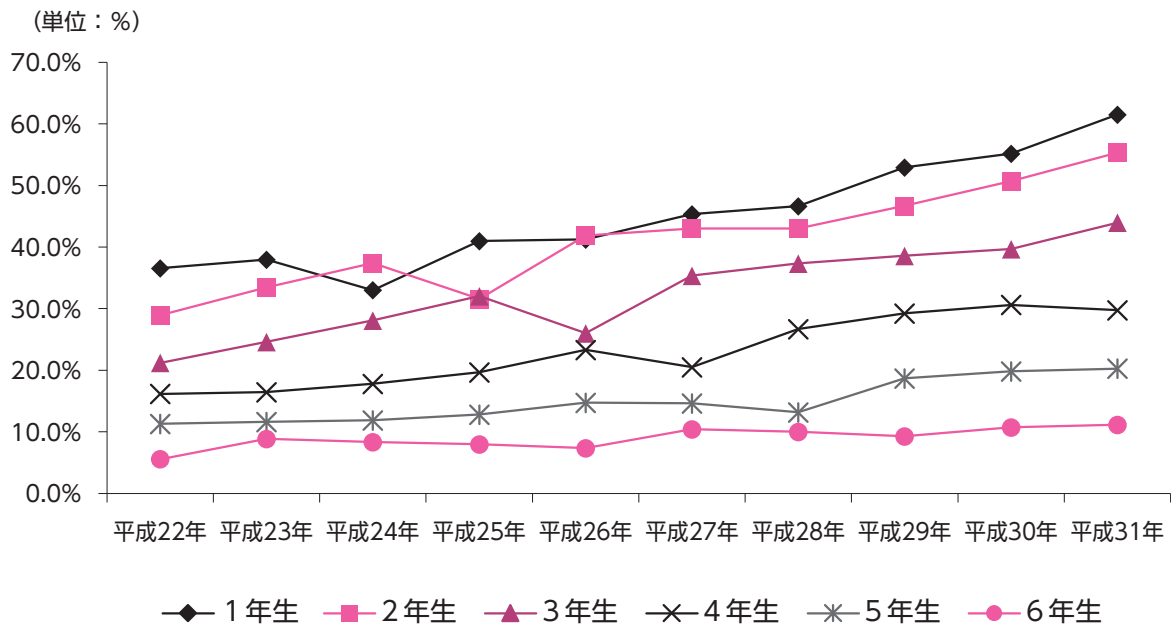
【学年別利用児童割合の推移】

(単位：人)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
平成22年	36.5	28.9	21.2	16.2	11.3	5.6	19.4
平成23年	38.0	33.5	24.6	16.5	11.6	8.9	21.7
平成24年	33.0	37.4	28.1	17.8	11.9	8.4	22.2
平成25年	41.0	31.6	32.0	19.7	12.8	8.0	23.8
平成26年	41.3	41.8	26.0	23.3	14.8	7.4	25.7
平成27年	45.3	43.0	35.4	20.5	14.7	10.4	28.3
平成28年	46.6	43.0	37.3	26.7	13.2	10.0	29.5
平成29年	52.9	46.7	38.6	29.3	18.7	9.3	32.9
平成30年	55.2	50.7	39.7	30.6	19.9	10.8	34.1
平成31年	61.5	55.4	44.0	29.8	20.3	11.2	36.4

各年5月1日現在

学年別利用児童割合の推移



(10) 放課後子ども教室の参加児童数の推移

放課後子ども教室は、全ての児童を対象として、他学年児童や地域の大人との交流を通じた社会性の習得、豊かな体験活動による心身ともに健やかな児童の育成を目的に、各小学校区にある公民館を中心に活動を行っています。

参加人数に変動はあるものの、毎年延べ3,000人を超える児童が活動に参加しています。

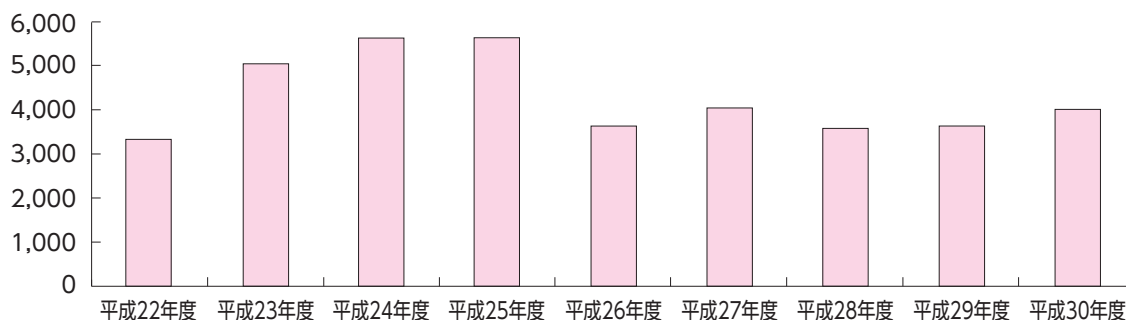
【放課後子ども教室の参加児童数の推移】

(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加数	3,322	5,035	5,616	5,637	3,632	4,059	3,587	3,622	4,019

放課後子ども教室の参加児童数の推移

(単位：人)



(11) 障がい児福祉サービス利用児童数の推移

ア 児童発達支援の利用児童数の推移

児童発達支援は、通所する未就学児に対し、生活における基本的動作の習得や集団生活への適応を支援する事業です。平成30年度の1か月当たりの利用児童数は54人となり、平成26年度の33人の1.64倍となっています。

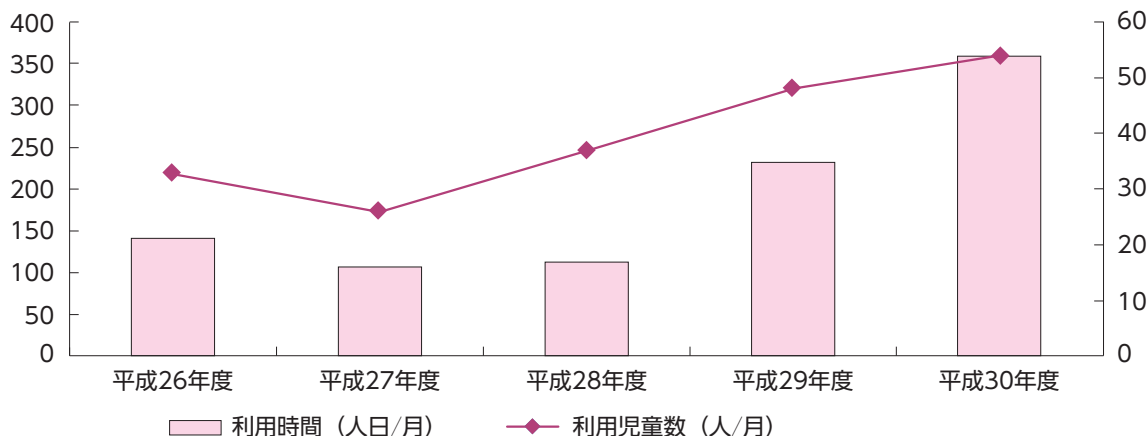
【児童発達支援の利用児童数の推移】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用児童数（人/月）	33	26	37	48	54
利用日数（人日/月）	143	106	114	315	360

児童発達支援の利用児童数の推移

(単位：人日)

(単位：人)



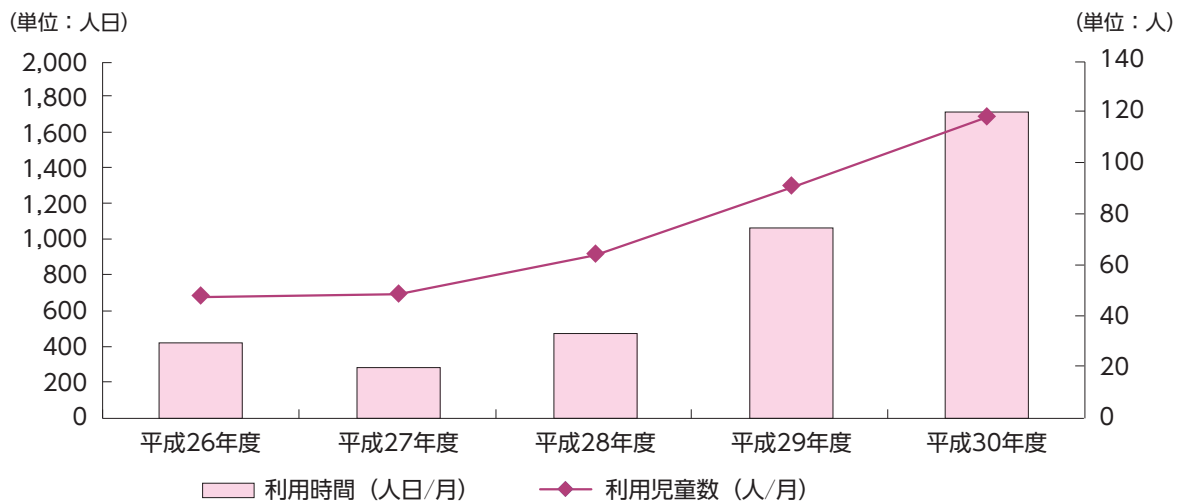
イ 放課後等デイサービス利用児童数の推移

放課後等デイサービスは、就学児に対し、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する事業です。平成30年度の1か月当たりの利用児童数は119人となり、平成26年度の48人の2.48倍となっています。

【放課後等デイサービスの利用児童数の推移】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用児童数（人/月）	48	49	64	91	119
利用日数（人日/月）	429	281	472	1,061	1,716

放課後等デイサービスの利用児童数の推移



(12) 人口と就学前人口の推移

本市の人口は、近年、ゆるやかな減少傾向にありますが、第七次天童市総合計画においては、本市の進める医療費無料化事業や第3子以降保育料無料化事業といった各種子育て支援事業、芳賀土地区画整理事業等により一定の歯止めがかかり、令和2年から令和6年は、現状に近い62,000人で推移すると見込んでいます。

【人口及び就学前児童数の推移】

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
総人口	63,864	62,214	62,194	62,000	62,000
0歳～5歳児	3,630	3,249	3,102	3,060	3,040
6歳～11歳児	3,786	3,505	3,317	3,290	3,270

〈資料〉 国勢調査、住民基本台帳、第七次天童市総合計画

2 児童福祉施設等の状況

本市の就学前施設は、平成31年4月1日現在、認定こども園が4か所、認可保育所が13か所（公立4か所、私立9か所）、小規模保育事業が3か所、認証保育所が7か所、届出保育施設が2か所、企業主導型保育事業が2か所、幼稚園が5か所及び児童館が3か所となっています。ここ数年、認定こども園、認可保育所、小規模保育事業が増加しています。

放課後児童クラブは大幅に増加しており、平成31年4月1日現在、26か所となっています。放課後子ども教室は12か所で開催しています。

障がいのある児童のための障がい児通所支援施設は、未就学児向けが4か所、就学児向けが11か所あります。

(1) 認定こども園

No.	施設名	所在地	定員(人)	保育対象
1	あけぼの幼稚園	北久野本5-11-31	170	生後2ヶ月～就学前
2	星幼稚園天童	駅西1-11-1	85	満1歳～就学前
3	天童みくに幼稚園	三日町2-6-29	63	生後6ヶ月～就学前
4	にこにこ子どもの家	一日町1-13-24	78	生後2ヶ月～就学前
計			396	

(2) 認可保育所

【公立保育園】

No.	施設名	所在地	定員(人)	保育対象
1	さくら保育園	老野森1-8-3	100	満1歳～就学前
2	舞鶴保育園	小路1-5-11	80	満1歳～就学前
3	いなほ保育園	大字蔵増644-1	60	満1歳～就学前
4	みどり保育園	大字長岡1635	60	満1歳～就学前
計			300	

【私立保育園】

No.	施設名	所在地	定員(人)	保育対象
1	あけぼの保育園	北久野本5-10-7	120	生後2ヶ月～就学前
2	つばさのもり保育園	東久野本2-8-77	75	生後2ヶ月～就学前
3	つばさのもり愛宕保育園	天童中3-1-32	135	生後2ヶ月～就学前
4	ほし保育園	駅西1-10-21	80	満1歳～就学前
5	小百合第二保育園	芳賀タウン南4-12-23	150	生後6ヶ月～就学前
6	つぐみ・ドゥ・ほいくえん	芳賀タウン南1-7-10	69	生後3ヶ月～就学前
7	つぐみ保育園	東芳賀3-7-19	38	生後3ヶ月～就学前
8	ながおか保育園	東長岡4-6-5	105	生後6ヶ月～就学前
9	小百合保育園	大字干布569-3	100	生後6ヶ月～就学前
計			872	

(3) 小規模保育事業

No.	施設名	所在地	定員(人)	保育対象
1	ちゅうりっぷ保育園	大字乱川1254-1	18	生後2ヶ月～満3歳
2	にこにこ子どもの家I.C	一日町3-5-13	18	生後2ヶ月～満3歳
3	つぐみベビールーム	南町3-19-19	15	生後3ヶ月～満3歳
計			51	

(4) 認証保育所

No.	施設名	所在地	定員(人)	保育対象
1	つくし保育園	乱川2-6-25	48	生後2ヶ月～就学前
2	天童ひまわり幼児園	久野本3-9-32	65	産休明け～就学前
3	みみちゃんベビールーム	東久野本2-5-47	23	生後4ヶ月～満3歳
4	天童ベビーホーム	本町1-3-28	20	生後2ヶ月～満3歳
5	こばと保育園	長岡北4-6-8	24	生後2ヶ月～就学前
6	シャローム保育園	三日町2-6-29	14	生後1歳～満3歳
7	あそか園	大字奈良沢734	30	1歳8ヶ月～2歳児
計			224	

(5) 届出保育施設

No.	施設名	所在地	定員(人)	保育対象
1	プレイルーム	北久野本5-11-31	12	2歳～3歳の誕生日まで
2	ポポラー山形天童園	鎌田1-6-8	48	生後2ヶ月～満10歳
計			60	

(6) 企業主導型保育事業

No.	施設名	所在地	定員(人)	保育対象
1	TFキッズ保育園 天童	鎌田1-6-30	30	生後6ヶ月～就学前
2	まませるふ保育園 天童園	中里7-3-33	12	生後6ヶ月～就学前
計			42	

(7) 幼稚園

No.	施設名	所在地	定員(人)	保育対象
1	天童幼稚園	小路2-1-45	240	満2歳～就学前
2	蔵増幼稚園	大字蔵増甲1083	80	満2歳～就学前
3	たかだま幼稚園	大字清池1501	120	満2歳～就学前
4	天童東幼稚園	大字奈良沢734	70	満3歳～就学前
5	天童東第二幼稚園	大字干布字奈良沢728	170	満3歳～就学前
計			680	

(8) 児童館（公立）

No.	施設名	所在地	定員（人）	保育対象
1	成生児童館	大字成生929-1	120	満3歳～就学前
2	寺津児童館	大字寺津1346-2	60	満3歳～就学前
3	山口児童館	大字山口1917-1	130	満3歳～就学前
計			310	

(9) 放課後児童クラブ

No.	施設名	所在地	定員（人）	保育対象
1	天童中央学童保育所	老野森2-6-37	99	専用施設
2	天童中央第二学童保育所	老野森2-6-4	37	学校施設利用
3	天童中央第三学童保育所	老野森1-8-16	93	専用施設
4	天童中央第四学童保育所	老野森1-8-16	71	専用施設
5	天童北部学童保育所	乱川4-2-55	87	専用施設
6	天童北部第二学童保育所	乱川4-2-51	38	専用施設
7	はらっぱクラブ	乱川4-2-48	53	専用施設
8	天童南部学童保育所	田鶴町4-2-10	69	専用施設
9	天童南部第二学童保育所	駅西4-10-12	60	専用施設
10	天童南部第三学童保育所	田鶴町4-2-10	40	学校施設利用
11	天童南部第四学童保育所	田鶴町4-2-10	62	専用施設
12	天童南部第五学童保育所	田鶴町4-2-1	70	専用施設
13	天童南部第六学童保育所	田鶴町4-2-1	70	専用施設
14	成生児童クラブ	大字成生927-1	54	専用施設
15	成生第二児童クラブ	大字成生927-1	50	専用施設
16	蔵増いなほっ子児童クラブ	大字蔵増643	51	専用施設
17	寺津児童クラブ	大字藤内新田1657	41	専用施設
18	津山児童クラブ	大字貫津2437-2	73	専用施設
19	山口児童クラブなでしこ	大字山口1919	76	学校施設利用
20	高掬第一児童クラブ	大字長岡1726	50	専用施設
21	高掬第二児童クラブ	大字長岡1726	50	専用施設
22	長岡よつば児童クラブ	中里5-3-1	125	専用施設
23	長岡よつば第二児童クラブ	中里5-3-34	64	専用施設
24	長岡よつば第三児童クラブ	中里5-3-33	62	専用施設
25	干布ひまわり児童クラブ	大字干布579	42	専用施設
26	あらやっ子児童クラブ	大字荒谷8445-2	40	専用施設
計			1,627	専用施設

(10) 放課後子ども教室

No.	施設名	所在地	主な活動場所
1	わくわく体験楽校	一日町1-13-1	市立天童南部公民館
2	土曜いちょう楽校	老野森2-6-1	市立天童中部公民館
3	土曜北斗の日	乱川4-3-2	市立天童北部公民館
4	成生放課後子ども教室	大字高木735	市立成生公民館
5	蔵増放課後子ども教室	大字蔵増南672	市立蔵増公民館
6	寺津地区放課後子ども教室	大字藤内新田1656	市立寺津公民館
7	津山放課後子ども教室	大字貫津2434	市立津山公民館
8	山口コミュニティ楽校	大字山口1969-1	市立山口小学校
9	高揃サタデー子どもプラン	大字清池151-1	市立高揃公民館
10	長岡放課後子ども教室	東長岡3-4-1	市立長岡公民館
11	干布放課後子ども教室	大字干布580	市立干布公民館
12	荒谷子ども教室	大字荒谷8445-1	市立荒谷公民館

(11) 地域子育て支援拠点

No.	施設名	所在地	備考
1	天童市子育て未来館「げんキッズ」	芳賀タウン北2-7-18	
2	天童市わらべ館	本町1-1-2	バルテ内
3	かんがるーむ	芳賀タウン南4-12-23	小百合第二保育園内
4	子育て支援センターつばさ	東久野本2-8-77	つばさのもり保育園内
5	子育て支援センターあたご	天童中3-1-32	つばさのもり愛宕保育園内
6	ながおか子育て支援センター	東長岡4-6-5	ながおか保育園内

(12) 病児・病後児保育施設

【病児対応型】

No.	施設名	所在地	定員(人)	保育対象
1	病児病後児保育室「にじいろ」	鎌田1-6-30	1日3人	満1歳～就学前

【病後児対応型】

No.	施設名	所在地	定員(人)	保育対象
1	病後児保育室「きらきら」	駅西5-2-2	1日2人	満1歳～小学6年生
2	病児病後児保育室「にじいろ」	鎌田1-6-30	1日3人	満3歳～就学前

(13) 一時預かり施設

No.	施設名	所在地	対象	保育対象
1	天童市子育て未来館「げんキッズ」	芳賀タウン北2-7-18	生後6ヶ月～就学前	9:00～18:00 (最大5時間)
2	小百合保育園	大字干布569-3	生後6ヶ月～就学前	8:30～16:30
3	小百合第二保育園	芳賀タウン南4-12-23	生後6ヶ月～就学前	8:30～16:30
4	TFキッズ保育園 天童	鎌田1-6-30	1歳～就学前	7:00～19:30

(14) 利用者支援事業

No.	施設名	所在地	種別	利用者支援職員名称
1	天童市健康センター	駅西5-2-2	母子保健型	母子保健支援専門員(2人)
2	天童市子育て支援課	老野森1-1-1	特定型	保育利用者支援員(1人)
3	天童市わらべ館	本町1-1-2	母子保健型	保健師(1人)
4	天童市子育て未来館「げんキッズ」	芳賀タウン北2-7-18	基本型	子育て支援員(2人)

(15) ファミリー・サポート・センター

No.	施設名	所在地	支援対象
1	天童ファミリー・サポート・センター	天童市子育て未来館「げんキッズ」内	生後6ヶ月～小学6年生

(16) 障がい福祉サービス等相談支援事業所

No.	施設名	所在地	相談の主な対象
1	相談支援事業所 きらり	大字矢野目2215	全障がいの方
2	地域生活支援センター 天花	老野森2-10-12	全障がいの方
3	山形コロニー天童相談支援センター	芳賀タウン南1-8-15	全障がいの方

(17) 障がい児通所支援施設

【児童発達支援事業所(未就学児)】

No.	施設名	所在地	支援の主な対象
1	天童児童発達支援センターつぼみ	大字矢野目2215-2	全障がいの方
2	山形コロニー ういる天童	芳賀タウン南1-8-15	全障がいの方
3	アーチ天童	駅西2-8-32-101	全障がいの方
4	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」天童校	東芳賀3-3-11	全障がいの方

【放課後デイサービス事業所（小学1年生～高校3年生）】

No.	施設名	所在地	支援の主な対象
1	放課後等デイサービス事業所 つばさ	大字矢野目2195	全障がいの方
2	放課後等デイサービス事業所 わかば・あおば	大字矢野目2215-2	全障がいの方
3	放課後等デイサービス事業所 Harmony	北久野本2-2-7	全障がいの方
4	放課後等デイサービス事業所 Harmony天童	久野本3-10-17	全障がいの方
5	放課後等デイサービス事業所 Harmony天笑	久野本2-7-11	全障がいの方
6	放課後等デイサービス事業所 めぐるの森	石鳥居1-3-9	全障がいの方
7	放課後等デイサービス ハートテラス	長岡北1-2-27-102	全障がいの方
8	放課後等デイサービス ハートテラス本町	本町2-5-3	全障がいの方
9	山形コロニー シード天童	大字高揃1751-8	全障がいの方
10	アーチ天童	駅西2-8-32-101	全障がいの方
11	子どもサポート教室「クラ・ゼミ」天童校	東芳賀3-3-11	全障がいの方

(18) 子育て世代包括支援センター

No.	施設名	所在地	支援対象
1	天童市健康センター	駅西5-2-2	妊娠期～概ね18歳（児童年齢）

3 幼児教育・保育施設及び地域型保育事業について

(1) 幼児教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）

子ども・子育て支援法では、認定こども園、幼稚園、保育所を幼児教育・保育施設として位置付け、児童一人ひとりの認定区分に応じて幼児教育や保育を行います。

(2) 地域型保育事業

地域型保育事業は、原則として0歳児から2歳児を対象とした事業で、次の4つの類型の中から選択できる制度です。

【児童発達支援事業所（未就学児）】

類 型	内 容
家 庭 的 保 育	利用定員5人以下とし、保育者の居宅その他の場所で、家庭的な雰囲気の中で保育を実施します。
小 規 模 保 育	利用定員を6人以上19人以下とし、保育を目的とした様々なスペースで、小規模な保育を実施します。 ・A型（保育所分園に近いもの） ・B型（A型とC型の間隔的なもの） ・C型（家庭的保育に近いもの） ※利用定員6人以上10人以下
居 宅 訪 問 型 保 育	保育を必要とする子どもの居宅で、1対1の保育を実施します。 ※居宅訪問型保育事業者の保育提供対象者 ① 障がい、疾病等で集団保育が著しく困難な場合 ② 他の特定教育・保育施設や地域型保育事業での利用定員の減少などにより、継続的に当該事業を利用する場合 ③ 本市があっせんまたは要請したが、他の特定教育・保育施設や地域型保育事業を利用することが困難な場合 ④ 母子家庭等で、保護者が夜間や深夜の勤務に従事するなど、必要性が高いと本市が認める場合
事 業 所 内 保 育	企業が、主として従業員の仕事と育児の両立支援策として実施します。従業員の子どものほか、地域で保育を必要とする子どもにも保育を提供します。 ・保育所型事業所内保育（利用定員が20人以上） ・小規模型事業所内保育（利用定員が19人以下）

(3) 認定区分について

幼児教育・保育施設や地域型保育事業を利用する場合は、市から「支給認定」を受けます。その認定区分は下記の3区分です。

- 1号認定 … 3歳以上で学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
- 2号認定 … 3歳以上の保育の必要性のある就学前の子ども
- 3号認定 … 3歳未満の保育の必要性のある就学前の子ども

年 齢	保育の必要性	認 定 区 分	利用できる主な施設及び事業
満 3 歳 未 満	な し	—	
	あ り	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	
満 3 歳 以 上	な し	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
	あ り	2号認定 (保育標準時間認定)	保育所 認定こども園
		2号認定 (保育短時間認定)	

(4) 保育の必要性について

「保育の必要性」の事由については、以下のいずれかの事由に該当するものになります。

「 保 育 の 必 要 性 」 の 事 由
(1) 就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）に対応し、居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。 (2) 妊娠・出産 (3) 保護者の疾病、障がい (4) 同居または長期入院等している親族の介護、看護 (5) 災害復旧 (6) 求職活動（起業準備を含む。） (7) 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。） (8) 虐待やDVのおそれがあること。 (9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。 (10) その他、上記に類する状態として市長が認める場合

4 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業は、次の13事業です。

【地域子ども・子育て支援事業の種類】

No.	事業名	事業内容	根拠法令
1	利用者支援事業	子ども及び保護者が、子ども・子育て支援給付を受け、当該13事業やその他の支援を円滑に利用できるように、身近な場所で相談に応じ、情報提供及び助言を行います。	(子)第59条第1号
2	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、開所時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。	(子)第59条第2号
3	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により、日中家庭にいない小学校に就学している子どもについて、放課後に適切な遊び・生活の場を提供し、健全育成を図ります。	(子)第59条第5号 (児)第6条の3第2項
4	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病その他の理由により家庭での養育が一時的に困難な子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。	(子)第59条第6号 (児)第6条の3第3項
5	乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や状況把握、養育についての相談・助言等を行います。	(子)第59条第7号 (児)第6条の3第4項
6	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問の実施等により把握した要支援児童や特定妊婦に対し、要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言、その他の援助を行います。	(子)第59条第8号 (児)第6条の3第5項 (児)第25条の2
7	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	乳幼児の保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育ての相談、情報提供、助言、その他の援助を行います。	(子)第59条第9号 (児)第6条の3第6項
8	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行います。	(子)第59条第10号 (児)第6条の3第7項
9	病児保育事業(病児・病後児保育)	疾病にかかっている児童及び病後の児童について、施設で保育を行います。	(子)第59条第11号 (児)第6条の3第13項
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子どもの一時的な預かりまたは外出支援について、援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との連絡・調整等の支援を行います。	(子)第59条第12号 (児)第6条の3第14項
11	妊婦健康診査事業	すべて妊婦に対して健康診査を行います。	(子)第59条第13号 (母)第13条第1項
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯の所得状況により、市が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他物品の購入に要する費用等の全部または一部を助成します。	(子)第59条第3号
13	多様な事業者の参入を促進する事業	特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進及び多様な事業者の能力の活用を促進します。	(子)第59条第4号

[注] 根拠法令：(子)…子ども・子育て支援法、(児)…児童福祉法、(母)…母子保健法

地域子ども・子育て支援事業のうち「12 実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「13 多様な事業者の参入を促進する事業」については、量の見込み・確保方策の対象外です。

5 第一期計画の進捗状況

子ども・子育て支援事業計画では、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ）及び「確保方策」（確保量とその実施時期）を定めています。第一期天童市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況は次のとおりです。

(1) 幼児教育・保育及び地域型保育の進捗状況

増加する保育ニーズに対応するため、民間の認可保育所や認定こども園への移行支援を行い、受け入れ枠の拡大を図りました。しかし、特に保育ニーズが高い3号認定の確保の方策が、保育ニーズの伸びに追いついていない状況です。

「量の見込み」と「確保方策」は、計画時の数値と実績値を比較したもので、表中（ ）内の数値は実績値です。

○量の見込みと確保の方策

	1年目（平成27年度）				2年目（平成28年度）				
	【1号認定】	【2号認定】		【3号認定】	【1号認定】	【2号認定】		【3号認定】	
		学校教育 利用 希望	左記以外			学校教育 利用 希望	左記以外		
① 量の見込み (必要利用定員数)	450人 (844人)	330人 (693人)	760人 (647人)	600人 (647人)	450人 (807人)	330人 (739人)	760人 (637人)	620人 (637人)	
② 確保 方策	特定教育・保育 施設（幼稚園・ 認定こども園・ 保育所）	150人 (150人)		473人 (492人)	272人 (258人)	150人 (191人)		563人 (567人)	302人 (295人)
	確認を受けない 幼稚園・児童館	950人 (950人)				950人 (870人)			
	認証保育所			307人 (306人)	364人 (321人)			202人 (230人)	291人 (271人)
	地域型保育事業 施設				0人 (0人)				38人 (0人)
② - ①		320人 (256人)	20人 (105人)	36人 (▲68人)		320人 (254人)	5人 (58人)	11人 (▲71人)	
確保の内容	(計画) 【認定こども園への移行】 1か所				(計画) 【認可保育所への移行】 1か所 【小規模保育への移行】 2か所				
	(実績) あけぼの幼稚園が認定こども園へ移行				(実績) 星幼稚園が認定こども園へ移行 みくに幼稚園が認定こども園へ移行				

※ 平成30年度及び平成31年度の「量の見込み」、「確保方策」及び「確保の内容」については、平成29年度第1回児童福祉審議会にて審議のうえ、計画の中間見直しを行いました。

	3年目（平成29年度）				4年目（平成30年度）			
	【1号認定】	【2号認定】		【3号認定】	【1号認定】	【2号認定】		【3号認定】
		学校教育 利用 希望	左記以外			学校教育 利用 希望	左記以外	
① 量の見込み （必要利用定員数）	450人 (726人)	330人 (770人)	770人 (770人)	630人 (667人)	780人 (749人)	770人 (778人)	808人 (694人)	
② 確保 方策	特定教育・保育 施設（幼稚園・ 認定こども園・ 保育所）	390人 (341人)		605人 (634人)	344人 (341人)	341人 (276人)	805人 (788人)	544人 (441人)
	確認を受けない 幼稚園・児童館	710人 (720人)				720人 (700人)		
	認証保育所			193人 (168人)	233人 (252人)		163人 (138人)	238人 (253人)
	地域型保育事業 施設				56人 (0人)			15人 (15人)
② - ①		320人 (335人)	28人 (32人)	3人 (▲74人)		281人 (227人)	198人 (148人)	▲11人 (▲15人)
確保の内容	(計画) 【新制度幼稚園への移行】 2か所 【認可保育所への移行】 2か所 【小規模保育への移行】 1か所				(計画) 【認可保育所の創設】 3か所 【小規模保育への移行】 1か所			
	(実績) ・たかだま幼稚園が新制度幼稚園へ移行 ・つばさのもり保育園が認可保育所へ移行 ・つぐみ保育園が認可保育所へ移行				(実績) ・つばさのもり愛宕保育園（認可保育所） が創設 ・つぐみ・ドゥ・ほいくえん（認可保育所） が創設 ・ほし保育園（認可保育所）が創設			

		5年目（平成31年度）			
		【1号認定】	【2号認定】		【3号認定】
			学校教育 利用 希望	左記以外	
①	量の見込み (必要利用定員数)	780人 (743人)	780人 (808人)	846人 (796人)	
②	確保 方 策	特定教育・保育 施設（幼稚園・ 認定こども園・ 保育所）	356人 (525人)	880人 (893人)	598人 (510人)
	確認を受けない 幼稚園・児童館	720人 (460人)			
	認証保育所		115人 (58人)	188人 (166人)	
	地域型保育事業 施設			53人 (51人)	
②	- ①	296人 (242人)	215人 (143人)	▲7人 (▲69人)	
確保の内容		(計画)			
		【認可保育所の創設】	1 か所		
		【認定こども園の創設】	1 か所		
		【小規模保育への移行】	2 か所		
		(実績)			
		・ながおか保育園（認可保育所）が創設			
		・にこにこ子どもの家（認定こども園）が創設			
		・ちゅうりっぷ保育園が小規模保育事業へ移行			
		・にこにこ子どもの家ICが小規模保育事業所へ移行			

(2) 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

地域子ども・子育て支援事業について、第一期計画の進捗状況は次のとおりです。

ア 利用者支援事業

【事業概要】

子ども及びその保護者、または妊娠している方等がその選択に基づき、幼児教育・保育・保健その他子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。基本型、特定型、母子保健型の3種類があります。

(実施箇所数)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計 画 値	量の見込み	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	確保方策	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	実績値	0 箇所	2 箇所	2 箇所	3 箇所	3 箇所

(実績)

平成28年度は、子育て支援課に特定型の保育利用者支援員 1 人を配置し、健康課に母子保健型の母子保健支援専門員 1 人を配置しました。平成29年度には、健康課の母子保健支援専門員を 2 人に増員し、平成30年度は、わらべ館に母子保健型の利用者支援員を 1 人配置しました。

特定型 市の窓口で保育所や各種保育サービスに関する施設情報提供を行う。

母子保健型 保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの相談に応じ、情報提供を行う。

イ 延長保育事業（時間外保育事業）

【事業概要】

就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施する事業です。

(計画値：実人数、実績値：実人数・延べ人数)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計 画 値	量の見込み	350人	350人	350人	350人	350人
	確保方策	350人	350人	350人	350人	350人
	実績値	546人	15,000人	11,400人	12,286人	-

(実績)

次の施設で延長保育事業を実施しました。

平成27年度	あけぼの幼稚園、あけぼの保育園、小百合保育園、小百合第二保育園で実施 合計 4 施設
平成29年度	加えて、つばさのもり保育園、つぐみ保育園で実施 合計 6 施設
平成30年度	加えて、つばさのもり愛宕保育園、つぐみ・ドゥ・ほいくえん、ほし保育園、 つぐみベビールームで実施 合計 10 施設

※平成27年度は実人数、平成28～30年度は延べ人数

ウ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や長期休暇期間などに適切な遊びと生活の場を提供する事業です。

(実人数)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計 画 値	量の見込み	900人	940人	980人	1,130人	1,200人
	確保方策	940人	960人	1,070人	1,150人	1,270人
	実績値	930人	980人	1,094人	1,126人	1,194人
(実績) 増加する需要に対応するため、次のとおり施設整備を行いました。						
平成27年度		移転改築：寺津児童クラブ				
平成28年度		移転改築：高檜第一・第二児童クラブ、蔵増いなほっ子児童クラブ 新設：天童南部第四学童保育所、成生第二児童クラブ				
平成30年度		新設：天童南部第五・第六学童保育所、長岡よつば第三児童クラブ				

エ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、または経済的理由により緊急一時的に児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間（7日以内）、養育・保護を行う事業です。

(延べ人数)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計 画 値	量の見込み	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
	確保方策	0人日	15人日	15人日	15人日	15人日
	実績値	0人日	0人日	5人日	11人日	-
(実績) 平成28年度から、母子生活支援施設「むつみハイム」において、子育ての短期支援を行いました。						
平成29年度		利用人数 ショートステイ4人日、トワイライト1人日				
平成30年度		利用人数 ショートステイ11人日				
※ ショートステイ：午前9時から午後10時までの利用または7日以内（宿泊あり）の利用						
※ トワイライト：午後5時から午後10時まで（宿泊なし）の利用						

オ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

【事業概要】

生後4か月までのすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、育児に関する不安や悩みの傾聴、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

(実人数)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計 画 値	量の見込み	520人	525人	530人	530人	530人
	確保方策	520人	525人	530人	530人	530人
	実績値	538人	545人	532人	462人	-
(実績) 4か月以内の乳児のいる全家庭を訪問しました。また、里帰り出産のため、市外に長期滞在される場合は、滞在市町村へ訪問を依頼し、他市町村の方で、本市に長期に滞在される場合は、他市町村からの依頼により訪問を行いました。						

カ 養育支援訪問事業

【事業概要】

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、若しくは保護者に監護させることが不適切であると認められる児童及びその保護者、または出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。

(延べ人数)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計 画 値	量の見込み	50人日	55人日	60人日	60人日	65人日
	確保方策	50人日	55人日	60人日	60人日	65人日
	実績値	52人日	70人日	167人日	158人日	-
(実績) 妊娠届出時から支援が必要となる特定妊婦や、乳児家庭全戸訪問で支援が必要な乳児などに対して、継続的に支援するための訪問事業を実施しました。 平成27年度は保健師等による専門的支援訪問のみでしたが、平成29年度からヘルパー等の家事・育児の援助支援訪問を開始しました。						

キ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【事業概要】

家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置し、子どもの健やかな育ちを支援する事業です。

0歳から2歳までの乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育ての相

談、情報提供、助言、その他の援助を行います。

※ 対象は0～2歳児（延べ人数）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計 画 値	量の見込み	4,600人回	5,000人回	6,000人回	6,000人回	6,000人回
	確保方策	4,600人回	6,000人回	6,000人回	6,000人回	6,000人回
	実績値	20,351人回	24,209人回	20,378人回	22,065人回	-
(実績) 平成27年度は3か所でしたが、平成30年度は5か所で実施しています。なお、げんキッズを開設したことにより、計画値と実績値に乖離が生じています。						
平成27年度		わらべ館4,463人、げんキッズ15,808人、かんがるーむ（小百合第二保育園）80人				
平成28年度		わらべ館5,119人、げんキッズ18,210人、かんがるーむ880人				
平成29年度		わらべ館4,971人、げんキッズ14,333人、かんがるーむ1,025人、つばさ（つばさのもり保育園）49人				
平成30年度		わらべ館5,523人、げんキッズ15,290人、かんがるーむ1,094人、つばさ66人、あたご（つばさのもり愛宕保育園）92人				

ク 一時預かり事業（幼稚園等在園児を対象）

【事業概要】

幼稚園や認定こども園に在園している児童の家庭で、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより家庭での保育が困難となる場合に、当該施設で一時的に預かる事業です。

（延べ人数）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計 画 値	量の見込み	4,000人日	4,000人日	4,000人日	4,000人日	4,000人日
	確保方策	4,000人日	4,000人日	4,000人日	4,000人日	4,000人日
	実績値	6,921人日	10,756人日	9,691人日	7,525人日	-
(実績) 新制度に移行した幼稚園（あけぼの幼稚園）で、延長して在園児を預かる事業を実施しました。						

ケ 一時預かり事業（保育所等）

【事業概要】

保育所等を利用していない児童の家庭で、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより家庭での保育が困難となる場合に、保育所、認定こども園等の施設で一時的に預かる事業です。

(延べ人数)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計 画 値	量の見込み	10,700人日	10,700人日	10,700人日	10,800人日	10,800人日
	確保方策	10,800人日	11,000人日	11,000人日	11,000人日	11,000人日
	実績値	1,665人日	2,801人日	2,816人日	2,772人日	-
(実績)						
平成27年度は3か所で実施し、平成30年度は4か所で実施しました。なお、認可保育所や認定こども園の整備が進み、実績値が計画値を大幅に下回っています。						
平成27年度		小百合保育園130人、小百合第二保育園723人、げんキッズ868人 合計1,665人				
平成28年度		小百合保育園541人、小百合第二保育園1,043人、げんキッズ1,217人 計2,801人				
平成29年度		小百合保育園223人、小百合第二保育園1,008人、げんキッズ1,585人 合計2,816人				
平成30年度		小百合保育園233人、小百合第二保育園932人、TFキッズ3人、げんキッズ1,604人 合計2,772人				

コ 病児保育事業（病児・病後児保育）

【事業概要】

病児保育事業は、保護者が就労している場合等で、児童が病気の際に自宅での保育が困難である場合に、保育所等で病気の児童を一時的に保育する事業です。

(延べ人数)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計 画 値	量の見込み	110人日	115人日	115人日	120人日	120人日
	確保方策	110人日	115人日	115人日	120人日	120人日
	実績値	74人日	88人日	159人日	194人日	-
(実績)						
申込数と利用者数は次のとおりです。キャンセルや異なる病気の病後児の申込み等により申込数と利用者数が異なります。						
なお、事業の周知方法として、乳幼児健診や9か月健康相談、献血協力事業所へのチラシ配布、児童福祉施設及び小児科医院へのポスター掲示などを行いました。						
平成27年度		病後児保育室「きらきら」の申込数は94人で利用者数は74人				
平成28年度		病後児保育室「きらきら」の申込数は105人で利用者数は88人				
平成29年度		病後児保育室「きらきら」の申込み数196人で利用者数は159人				
平成30年度		病後児保育室「きらきら」の申込み数134人で利用者数は91人 病児病後児保育室「にじいろ」の利用者数は病児13人、病後児90人				
本市では、平成21年度から児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースまたは本事業のための専用施設で一時的に保育する事業（病後児保育事業）を実施してきました。平成30年度からは、児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、児童を保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育する事業（病児保育事業）が、民間事業所により1か所が開所されました。						
※本市では、体調不良児対応型、非施設型（訪問型）、送迎対応の事業は実施していません。						

サ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい人と当該援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進する事業です。

(延べ人数)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計 画 値	量の見込み	1,000人日	1,100人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日
	確保方策	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日
	実績値	642人日	741人日	530人日	624人日	-
(実績)						
<p>天童ファミリー・サポート・センターの事務局がある天童市子育て未来館「げんキッズ」において、利用会員、協力会員及び両方会員を対象とした説明会や顔合わせを行い、会員の確保と事業の支援を行いました。</p> <p>主な活動内容は、保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助や保育園等の迎え・帰宅後預かり、保育所・幼稚園の迎えや子どもの習い事の場合の援助等です。</p>						
		平成27年度	利用会員783人、協力会員141人、両方会員73人で活動数642人日			
		平成28年度	利用会員696人、協力会員122人、両方会員73人で活動数741人日			
		平成29年度	利用会員677人、協力会員119人、両方会員70人で活動数530人日			
		平成30年度	利用会員697人、協力会員117人、両方会員68人で活動数624人日			

シ 妊婦健康診査事業

【事業概要】

母子保健法の規定により実施される妊婦健康診査で、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保する事業です。

上段：妊婦実人数

下段：妊婦健康診査受診回数

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計 画 値	量の見込み	550人 6,100回	550人 6,100回	550人 6,100回	550人 6,100回	550人 6,100回
	確保方策	550人 6,100回	550人 6,100回	550人 6,100回	550人 6,100回	550人 6,100回
	実績値	553人 6,543回	485人 6,224回	557人 6,538回	485人 6,293回	-
(実績)						
<p>母子手帳交付時に妊婦健康診査受診票を配布し、14回分の基本健診と子宮頸がん検診、性器クラミジアとHTLV-1検査を山形県医師会に委託し、公費負担を行いました。平成28年度からは、超音波検査4回分を追加して公費負担を行いました。</p>						



第 3 章

計画の基本的な考え方

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

天童市子ども・子育て支援計画の理念を引き継ぎ、第二期計画の基本理念を

**住んでみたい 住み続けたい
子どもを生み育てたいまち 天童市**

とします。

2 基本目標

子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わってきている現在、地域社会全体で子ども・子育て支援を実施する、新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。本市では、第二次天童市地域福祉計画にある自助・互助・共助・公助を実践し、地域の子どもたちを地域全体で支え合い、協力し合いながら、安全・安心な子育て支援を目指しています。

第二期天童市子ども・子育て支援事業計画では、前計画の目標を継承し、次の3つを基本目標として、子育て支援施策を推進していきます。

【3つの基本目標】

基本目標1 一人ひとりの子どもの成長を育む環境づくり

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

基本目標3 子育て家庭をみんなで支える環境づくり

3 施策の体系

住んでみたい

住み続けたい

子どもを
生み育てたいまち

天童市

【基本目標・施策】

基本目標1 一人ひとりの子どもの成長を育む環境づくり

1 未就学期の子育て支援

- (1) 幼児教育・保育施設の量の確保と適切な対応
- (2) 多様なニーズへの対応と充実
- (3) 幼児教育・保育を担う人材の確保と質の向上
- (4) 幼児教育・保育施設から小学校への円滑な連携

2 就学期の子育て支援

- (1) 子どもの居場所の整備と充実

3 障がい児等への支援

- (1) 障がい児等への支援

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

1 妊娠・出産期の子育て支援

- (1) 母と子の健康の支援
- (2) 家庭の子育て力向上の支援

2 子育て世帯の経済的負担の軽減支援

- (1) 子育て世帯の経済的負担の軽減支援

3 ひとり親家庭の支援

- (1) ひとり親家庭の支援

基本目標3 子育て家庭をみんなで支える環境づくり

1 児童虐待防止対策

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 支援が必要な子どもへの対応

2 地域における子育て支援

- (1) 地域子育て支援施設等の充実



第 4 章

施策の展開

第4章

施策の展開

基本目標1

一人ひとりの子どもの成長を育む環境づくり

すべての子どもの健やかな成長を保障していくためには、発達段階に応じた質の高い幼児教育・保育の提供及び子育て支援が重要です。そのため、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情に関わらず、すべての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。また、0歳児の子どもが保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりすることがあることから、育児休業期間満了時からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できる環境を整えるよう努めます。

1 未就学期の子育て支援

(1) 幼児教育・保育施設の量の確保と適切な対応

ア 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ施設です。保護者の就労状況に関わらず入園が可能で、すべての子どもに質の高い幼児教育・保育が提供され、保護者ニーズにも応えることができる認定こども園の普及を促進します。

また、既存の私立幼稚園については、幼児教育・保育の量の見込みを踏まえ、認定こども園への移行を支援します。

児童館については、保育の必要性の有無に関わらず入園が可能で、3歳未満児も利用できる、認定こども園への移行を進めます。

イ 認可保育所及び小規模保育事業所等の整備支援

女性の就業率の向上に伴う保育ニーズの増加に対応し、待機児童が生じることのないように、定員枠の拡大を図ります。

特に需要の伸びが大きい0歳児から2歳児の定員枠が不足しないよう、計画的に整備します。

ウ 認証保育所への支援

届出保育施設のうち、保育従事者に占める有資格者の割合など、本市で定める一定の基準を満たしているものが認証保育所です。認証保育所は、幼児教育・保育施設を補う施設として位置付け、その運営を支援するとともに、保育ニーズと確保方策の進捗状況に応じて、認可保育所や小規模保育事業所への移行を支援します。

エ 食物アレルギー児への対応

保育園給食については、「保育園給食 食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、安全な給食を提供しています。また、市立の児童館、小学校及び中学校における学校給食等については、教育委員会に天童市学校給食食物アレルギー対応検討委員会を設置し、「学校給食食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、適切な対応を行います。

オ 食育の促進

子どもが健やかに成長していくためには、適切な運動やバランスのとれた食事、十分な休養や睡眠など規則正しい生活習慣が大切です。子どもの生活リズムを整えるため、「早寝・早起き・朝ごはん」の普及啓発を図り、「食育推進計画」に基づく取組みを行います。

(2) 多様なニーズへの対応と充実

ア 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、延長保育を実施する認定こども園及び保育所等を支援します。

イ 幼稚園での預かり保育

保護者の子育てを支援するため、教育時間終了後、希望のあった在園児を幼稚園の施設内において、預かりを実施する幼稚園を支援します。

ウ 保育所等での一時保育

保護者のパート就労や病気等により、家庭で保育を受けることが一時的に困難となる場合、乳幼児を一時的に保育する保育所や地域子育て支援拠点施設等を支援します。

エ 休日保育

保護者が休日に就労する場合の保育ニーズに対応するため、休日保育の実施に向けた民間事業者への働き掛けと支援を行います。

オ 病児保育（病児・病後児保育）

児童が病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合の児童を保育する病児保育や、児童が病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間にある児童を保育する病後児保育を推進します。

カ ファミリー・サポート・センター

育児と仕事の両立支援を推し進めるとともに、地域の子育て力の一層の向上を図るため、幅広い層への事業の周知を図り、会員増と活動件数の増加を図ります。

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、引き続き利用会員の利用料の一部助成を行います。

キ 多胎児家庭エンゼルサポーター派遣

多胎児家庭の育児の負担の軽減を図るため、多胎児家庭へのホームヘルパー派遣に対して助成を行います。

(3) 幼児教育・保育を担う人材の確保と質の向上

ア 保育士就職ガイダンス事業

保育士就職ガイダンスを開催し、保育事業者と市内に保育士として就職を希望する者との面談や説明の場を提供し、市内保育施設等への保育士の就労促進を図ります。

イ 保育士宿舍借上げ支援事業

保育士の市内就職を支援するため、保育所等の事業者が保育士のための宿舍を借り上げる場合、当該事業者に対して補助金を交付します。

ウ 専門性の向上

本市のすべての子どもの健やかな成長に向けて、質の高い幼児教育・保育の提供が図られるよう、幼稚園教諭・保育士の資質の向上のための研修を支援します。

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、幼児教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーの配置・確保に努めます。

※幼児教育アドバイザー：幼児教育の専門的な知見を持ち、幼児教育施設等を巡回し、教育内容や指導方法、環境の改善等を行う者のこと。

(4) 幼児教育・保育施設から小学校への円滑な連携

ア 就学前施設と小学校との連携の推進

幼児期と学齢期における子どもの発達や学びの連続性・一貫性を確保するため、子どもに対して体系的な幼児教育・保育が組織的に行われることはとても重要です。

子ども一人ひとりが環境の変化に対応できるよう、就学前施設と小学校がお互いの情報交換を通して相互理解を深め、指導方法の工夫・改善に努めるなど、小学校との連携を図ります。

2 就学期の子育て支援

(1) 子どもの居場所の整備と充実

ア 放課後児童クラブ

国では、放課後児童クラブについて、令和5年度までの5年間で約30万人の受け皿整備を図ること等を定めた「新・放課後子ども総合プラン」を策定しています。本市でも、女性の就業率が向上することを想定して、放課後児童クラブの整備を計画的に行います。

家庭、学校等との連絡及び情報交換、地域との連携・協力等の育成支援を行うとともに、天災等の緊急時には、市、小学校、放課後児童クラブとの間で、迅速な情報共有を行い、連携・協力を図ります。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携の推進や、学校施設の有効活用を図ります。

指 標	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携	75%	100%
	8地区	12地区

イ 放課後子ども教室

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を連携して実施するため、放課後児童クラブの児童と放課後子ども教室の児童が参加できる共通のプログラムを実施します。参加人数やプログラム内容等に応じて、多くの児童が参加でき、充実した活動となるよう、市立公民館等の多様なスペースを積極的に活用します。

また、地域の実情に応じた、効果的な放課後子ども教室の実施に関する検討の場として運営委員会を設置しており、新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後等の子どもたちの居場所づくりを推進します。

指 標	直近の現状値（平成30年度）	令和6年度
子ども教室開催数	12か所	12か所
参加人数	4,019人	4,000人

3 障がい児等への支援

(1) 障がい児等への支援

ア 障がい児福祉サービス事業

障がいのある子どもに対し、日常生活用具の給付、日中一時支援及び特別支援学校等送迎支援を実施する障がい児地域生活支援や、補装具等の支給等を行う障がい児自立支援、放課後等デイサービス等の事業所への通所支援を行う障がい児通所支援などの福祉サービス給付を実施し、障がい児やその家庭を支援します。

児童福祉法に基づく障がい児福祉計画について、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、第1期天童市障がい児福祉計画との調和を保ちます。

※障がい児：身体、知的、精神、発達等に障がいのある児童

イ 就学前施設における支援

就学前施設の保育士等の質の向上のため、障がい児等に関する保育の研修を充実します。

ウ 放課後児童クラブにおける支援

放課後児童クラブでは、特別な配慮を必要とする子どもの受入れ児童数が増加しています。こうした児童が安心して過ごすことができるように配慮します。

必要に応じて、当該児童の状況等を学校関係者と放課後児童クラブとの間で相互に話し合い、適切に対応します。

エ 子育て発達支援事業

保育現場における「気になる子ども」や、学校教育現場における「支援を要する子ども」が増加しています。発達障がい児の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために、発達障がいの症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが重要とされています。

そのため、発達障がい児に限らず、不適切な育児等による行動特性や虐待の早期発見も視野に入れ、保護者への育児支援や、保育士支援等を強化し、保育の質の向上を図ります。

また、子どもの健やかな発達のために、次に掲げる取組を展開し、切れ目のない支援を進めていきます。

- 発達支援室「すこやかルーム」の充実
- 巡回相談事業の充実
- 年中児発達相談事業の拡大
- 教育委員会との連携の充実
- 「天童児童発達支援センターつぼみ」等の関係機関との連携強化

オ 医療的ケアが必要な児童の支援

日常生活を営むために、痰の吸引や経管栄養（胃ろう）等の医療的支援が必要な医療的ケア児の支援について検討します。

基本目標 2

安心して子どもを産み育てられる環境づくり

安心して子育てをするためには、幼児教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うことが必要です。

また、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、利用者支援事業などを活用しながら、保護者に対するきめ細かな相談体制の充実、子育て情報の提供を行い、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じた保育施設や子育て支援事業を円滑に利用できるようにします。

1 妊娠・出産期の子育て支援

(1) 母と子の健康の支援

ア 特定不妊治療助成事業

法律上の婚姻関係にある夫婦で、夫婦ともまたは夫婦のいずれか一方が本市に住所がある等の条件を満たす方に、特定不妊治療に要した費用のうち、山形県特定不妊治療費助成事業により助成を受けた額を除いた額について、20万円を上限に助成します。

イ 妊婦健康診査助成事業

すべての妊婦に対し、妊婦が受ける健康診査（妊婦健康診査）で、14回分の基本的健診の公費負担を行います。また、子宮頸がん検診、性器クラミジアとHTLV-1検査についても公費負担を行い、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保します。

ウ 里帰り妊婦健康診査助成事業

妊婦健康診査時に本市に住所を有する方が、里帰り出産等のため県外の医療機関で妊婦検査を受診された場合、未使用分の受診票に記載された額を上限に、妊婦健康診査にかかった費用を助成します。

エ 出産育児一時金

妊娠4か月を超えて出産したとき、母の加入している医療保険の保険者が支給します。

オ 産後ケア事業

本市に住所がある方で、産後の体の回復について不安がある方、初産婦等で育児不安が強く、新生児の沐浴や授乳指導が必要な方等に対し、医療機関において宿泊や日帰り、助産師の訪問支援により、乳房ケアや授乳指導を行い、子どもとの生活がスムーズにスタートでき

るよう支援します。

カ ぴよママ安心パック事業（妊娠後期の健康相談）

妊娠後期を迎えた方に、安心して妊娠、出産、育児に取り組んでいただけるようにサポートするとともに、育児に役立つ情報を提供します。

キ 未熟児養育医療助成制度

入院の必要がある未熟児が、指定の医療機関で入院・治療を受ける場合は、医療費を助成します。

ク 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月未満の乳児のいる全家庭に、保健師等が訪問を行います。保護者から育児に関する話を聴くことで、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てができ、赤ちゃんが健やかに成長できるよう支援します。

訪問以降も継続して支援が必要な家庭には、健康課、子育て支援課と関係課が連携して支援します。

ケ 乳幼児健康診査事業

4か月児、1歳6か月児及び3歳児について、乳幼児の健康と発達についての健康診査を行います。また、9か月児健康相談や乳幼児健康相談を実施し、保健師等が、子どもの発達や健康についての相談に応じます。

コ ハッピーティース事業（フッ素塗布）

歯の健康を守るため、1歳6か月健康診査のときにフッ素塗布を行います。また、2歳6か月未満と4歳未満までにフッ素塗布が行えるように、2回分の助成券を交付します。

サ 母子保健コーディネーター事業

妊娠期から子育て期にわたり育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、平成28年度から母子保健コーディネーター「ママ&チャイルドコンシェルジュ」を健康センターに配置しています。保健師等の専門職が相談に対応し、切れ目のない支援を行います。

シ 子育て世代包括支援センターによる支援

市健康センター内にある子育て世代包括支援センターでは、地域の子育て支援の拠点として子育て相談を行っています。また、子育てに関する情報の提供や、子育てや子育て支援に関する講習等を実施しています。

子育てに関する情報については、子育ての不安や負担の軽減を図るため、市報やホーム

ページなど様々な媒体を通して、迅速でわかりやすく提供します。また、誰でも気軽に相談でき、育児に関する正しい情報が入手できるように、相談体制の充実を図ります。

(2) 家庭の子育て力向上の支援

ア 子育てに関する情報提供・相談体制の充実

市報のほか、「子育てガイドブック」や「赤ちゃんごよみ」などにより、適切な情報提供を行い、市、子育て支援施設等において相談体制の充実を図ります。

イ 利用者支援事業

平成28年度から母子保健コーディネーター「ママ&チャイルドコンシェルジュ」を健康センターに配置するとともに、子育て支援課、基幹となる地域子育て支援拠点等で、利用者支援事業を実施しています。子ども及び保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育や保育、一時預かり、放課後児童クラブ等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるように支援します。

ウ ワーク・ライフ・バランスの推進

男女共同参画社会推進のもと、男女が共に職場で活躍することや家庭生活等でその役割を果たすこと、さらには充実した生活を送れるようにする必要があります。

職場や家庭生活等における固定的な性別役割分担意識をなくすとともに、仕事と家庭生活、地域活動等との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」を推進しながら、仕事と子育ての両立のための基盤整備を進めることが重要です。そのため、事業主、就業者や市民等の理解促進のための広報・啓発活動を継続します。

2 子育て世帯の経済的負担の軽減支援

(1) 子育て世帯の経済的負担の軽減支援

ア 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から、0歳児から2歳児は住民税非課税世帯を、3歳児から5歳児はすべての世帯を対象に幼児教育・保育の無償化を実施します。

子育てのための施設等利用給付費の給付方法については、保護者の負担軽減と利便性を考慮し、基本保育料の一時的な立替払いが不要となる法定代理受領方式を推奨していきます。

イ 子育て支援医療費給付事業

乳幼児・児童の医療費助成を行うとともに、本市独自事業として、高校3年生（満18歳となった年の年度末）まで助成対象を拡大して医療費を無料化し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

ウ 児童手当支給事業

父母その他保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭における生活の安定と健やかな成長を目的として、中学校修了前までの子どもの養育者に児童手当を支給します。

エ 第3子以降保育料無料化事業

多子世帯への支援のため、満18歳未満の子どもが3人以上いる世帯で、市内の認可保育所、幼稚園、認可外保育施設等へ入所している3人目以降の就学前の子どもの保育料等を無料化します。

オ 第3子以降学校給食費無料化事業

多子世帯への支援のため、満18歳未満の子どもが3人以上いる世帯で、小中学校及び特別支援学校の小中学部に在籍している子どもの学校給食費を無料化します。

カ 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業

生活困窮世帯において、要保護世帯及び準要保護世帯と同様の水準にある世帯の児童に対し、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を行い、児童の生活向上を支援します。

3 ひとり親家庭の支援

(1) ひとり親家庭の支援

ア ひとり親・婦人相談

母子及び父子のひとり親家庭、DVや養育不安などの困難な問題を抱えている者に対して、相談事業を行い、関係機関と連携を図りながら、より良い家庭環境の構築や、母子及び父子並びに寡婦家庭の自立を支援します。

イ 児童扶養手当支給事業

離婚や死亡などにより、父親や母親がいない18歳未満の子ども等を養育している家庭の自立支援と子どもの福祉向上を図るため、児童扶養手当を支給します。

ウ ひとり親家庭医療費給付事業

18歳以下の子どもがいる所得税非課税のひとり親家庭の医療費を、子どもが18歳となった年の年度末まで助成します。

エ 遺児教育手当・遺児激励金支給事業

離婚や死亡などにより、両親または父母のいずれか一方がいない小学生から中学生までの

子どものいる家庭で、市民税の所得割が非課税の家庭に手当を支給し、子どもの教育環境の改善と福祉の増進に努めます。

中学生以下の子どもで交通事故以外の理由により父親または母親が死亡した場合、子どもが健やかに成長することを目的に、激励金を支給します。

オ 交通遺児激励金支給事業

18歳未満（18歳以上で高等学校在学中を含む。）の子どもで交通事故により父親または母親が死亡した場合、天童市交通安全母の会を通じて激励金を支給します。

カ 母子・父子家庭の自立支援

(ア) 自立支援教育訓練給付金支給事業

20歳に満たない児童を扶養している児童扶養手当の支給対象世帯と同水準にあるひとり親世帯の親について、就業に向けた資格取得等のための講座の受講料の一部を助成します。

(イ) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

20歳に満たない児童を扶養している児童扶養手当の支給対象世帯と同様の水準にあるひとり親世帯で、高等学校を卒業していない親及び児童が高等学校卒業程度認定試験のための講座を受け、これを終了及び試験に合格した際に、受講料の一部を助成します。

(ウ) 高等職業訓練促進給付金等支援事業

20歳に満たない児童を扶養している児童扶養手当の支給対象世帯と同様の水準にあるひとり親世帯の親について、看護師、保育士、介護福祉士等の資格を取得するため修学する場合に、修学期間に応じた給付を行います。

(エ) 母子父子寡婦福祉資金貸付の紹介

母子や父子のひとり親家庭の子どもの進学や就職等の費用が必要となった場合に、無利子または低利で貸付けを受けられる母子父子寡婦福祉資金貸付の紹介や説明、申請助言等を行います。

キ ひとり親家庭等学習支援事業

ひとり親家庭及び養育者家庭において、児童扶養手当の支給対象世帯と同様の水準にある世帯の児童に対し、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を行い、ひとり親家庭等の児童の生活向上を支援します。

基本目標3**子育て家庭をみんなで支える環境づくり**

すべての子どもと子育て家庭への支援を実現するため、社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協力し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

さらに、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対する育児や生活に関する相談・情報の提供など、総合的な支援に努めます。

1 児童虐待防止対策**(1) 児童虐待防止対策の充実****ア 要保護児童対策地域協議会の強化**

要保護児童対策地域協議会は、地域、関係機関、関係団体が一体となって、児童虐待や非行・犯罪の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を図るとともに、子どもの健全育成に向けた施策を総合的に推進するためのネットワークです。

児童虐待に関する相談が複雑かつ重層化する中、児童相談所等の関係機関との連携を強化し、要支援家庭への適切な対応や要保護児童の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者から通告を受けた場合には、子どもの安全確認や子育て相談等による支援を行います。その内容や緊急性に応じて、より専門的な支援が可能である児童相談所との連携を図ります。

また、児童福祉法の改正等を踏まえ、子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育てを推進します。

イ 子ども家庭総合支援拠点の設置

関係機関と連携しながら、支援が必要な子どもとその家族、妊産婦への相談対応、実情の把握や養育支援訪問などを中心とした専門的な支援を行うため、「子ども家庭総合支援拠点」の設置について検討します。

ウ 児童虐待防止の広報・啓発

「児童虐待防止推進月間」である毎年11月に、市報やホームページ等により、児童相談所に直接つながる緊急の電話番号「189」（いちちやく）の周知に努めます。家庭や地域などが児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう、積極的な広報・啓発活動を推進します。

(2) 支援が必要な子どもへの対応

ア 家庭児童相談事業

子どもや家庭をめぐる問題は複雑化・多様化しています。児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、家庭児童相談員を配置して、問題を抱えた家庭に対する相談業務を充実します。

イ 養育支援訪問事業

子どもの養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、保健師、家庭児童相談員や婦人相談員などの専門職が訪問して相談や指導などを行い、必要に応じてホームヘルパーの訪問による家事・育児の支援を行います。

ウ 子育て短期支援事業

核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、子育てへの支援や協力を得ることが困難な状況の家庭が増えています。そのような家庭において、保護者の方の病気や出産など、子どもの世話が一時的にできないとき、児童福祉施設等で夜間または宿泊の預かりを行います。

エ 国際化の進展に伴う支援

幼児教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑に幼児教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び幼児教育・保育施設等に対し必要な支援に努めます。また、事業者等は運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮に努めることとします。

オ DV被害者等の家庭への支援

子どもの面前でのDV（ドメスティック・バイオレンス 配偶者からの暴力）は児童に対する心理的虐待であり、子どもへの暴力や暴言などの虐待に及ぶこともあります。DV及び児童虐待への対応強化のため、関係機関との連携を図ります。

カ 若者の自立支援

不登校やひきこもり、ニートなどの社会生活を営む上で困難を有する若者が、地域で安心して生活できる体制を構築するための拠点である「若者相談支援拠点」の周知を行います。

※若者相談支援拠点：子ども・若者の相談、居場所、学習サポート、労働体験、交流活動などを行っている場所

2 地域における子育て支援

(1) 地域子育て支援施設等の充実

ア 地域子育て支援拠点事業

子育て未来館「げんキッズ」及びわらべ館、民間保育所の子育て支援センターで、親と子が気軽に集い、親と子どもが共に学び、成長していくことができる場や機会を一層充実します。

イ 子育て支援団体の支援

子育てサークル等の子育て支援団体を支援し、地域全体で子どもの育成を促進します。

ウ 子育て支援活動の啓発

地域で子育てを支援するため、祖父母世代を主な対象とした「孫育て」について啓発を行います。また、地域全体で子育てへの理解や応援が必要であることから、市内の店舗や公共施設、民間施設に対し、気軽に授乳やおむつ交換ができる「赤ちゃんの駅」の開設を推進します。

エ 子ども食堂への支援

子どもに無料または低額で安心・安全な食事を提供し、地域住民と子ども達の交流の場、遊びの場など、子どもの居場所づくり活動を行う団体を支援します。



第 5 章

幼児教育・保育及び地域子ども・子育て
支援事業に関する量の見込みと確保方策

第5章

幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保方策

1 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定について

本市では、子育て支援サービスを受ける場合に、自宅近くの施設を選択する傾向はあるものの、都市基盤整備の進行や自動車等による移動範囲の拡大、さらには送迎等の利便性の観点から、幼児教育・保育提供区域の区分設定を行う合理的理由がないことから、第一期計画に引き続き市全域を1区域とします。

2 量の見込みと確保方策について

(1) 量の見込みと確保方策の算出

国の基本指針や「量の見込みの算出等の手引き」等に基づき、平成30年12月に実施した「天童市子ども・子育て支援事業計画作成のためのニーズ調査」の結果や、推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

3 幼児教育・保育に関する事業計画

		1年目（令和2年度）				
		【1号認定】 3-5歳 教育標準時間認定	【2号認定】 3-5歳 保育認定		【3号認定】 0-2歳 保育認定	
			学校教育利用希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員数）		575人	160人	800人	150人	650人
保育利用率					30.7%	62.3%
② 確保 方 策	特定教育・保育施設 （幼稚園・認定こども園・保育所）	820人	192人	784人	113人	468人
	確認を受けない幼稚園	0人				
	地域型保育事業施設				42人	102人
	企業主導型保育施設の地域枠				7人	14人
	幼稚園及び預かり保育 （一時預かり事業）			0人	0人	0人
	計（②）	820人	192人	784人	162人	584人
② - ①		245人		16人	12人	▲66人
【参考】 認証保育所・児童館				131人	19人	102人
確保の内容		（前年度施設整備の内容） ○認定こども園：1か所 ○認可保育所：2か所 ○小規模保育事業所：4か所				

（注）

- ・ 確認を受けない幼稚園とは、幼稚園のうち新制度に移行しないで、従来の私学助成による運営支援を受ける幼稚園。
- ・ 児童館とは、市の直営で満3歳から小学校就学前までの児童に対し、健康の増進と豊かな情操を育てるため、集団保育を行っている施設。
- ・ 認証保育所とは、市が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている届出保育施設。
- ・ 確保の内容には、必要な幼児教育・保育の定員を確保するため、前年度に行った施設整備等を記載しています。

		2年目（令和3年度）				
		【1号認定】 3-5歳 教育標準時間認定	【2号認定】 3-5歳 保育認定		【3号認定】 0-2歳 保育認定	
			学校教育利用希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員数）		550人	180人	810人	160人	675人
保育利用率					32.8%	64.7%
②確保方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園・保育所)	610人	342人	784人	123人	518人
	確認を受けない幼稚園	0人				
	地域型保育事業施設				42人	102人
	企業主導型保育施設の地域枠				10人	20人
	幼稚園及び預かり保育 (一時預かり事業)			0人	0人	0人
	計(②)	610人	342人	784人	175人	640人
② - ①		60人		136人	15人	▲35人
【参考】 認証保育所・児童館				131人	19人	72人
確保の内容		(前年度施設整備の内容) ○認定こども園：2か所 ○企業主導型保育事業所：1か所				

		3年目（令和4年度）				
		【1号認定】 3-5歳 教育標準時間認定	【2号認定】 3-5歳 保育認定		【3号認定】 0-2歳 保育認定	
			学校教育利用希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員数）		525人	210人	820人	170人	700人
保育利用率					34.9%	67.2%
②確保方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園・保育所)	625人	387人	814人	123人	563人
	確認を受けない幼稚園	0人				
	地域型保育事業施設				45人	118人
	企業主導型保育施設の地域枠				10人	20人
	幼稚園及び預かり保育 (一時預かり事業)			0人	0人	0人
	計(②)	625人	387人	814人	178人	701人
② - ①		100人		171人	8人	1人
【参考】 認証保育所・児童館				40人	9人	48人
確保の内容		(前年度施設整備の内容) ○認定こども園：1か所 ○認可保育所：1か所 ○小規模保育事業所：1か所				

		4年目（令和5年度）				
		【1号認定】 3-5歳 教育標準時間認定	【2号認定】 3-5歳 保育認定		【3号認定】 0-2歳 保育認定	
			学校教育利用希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員数）		500人	235人	825人	180人	725人
保育利用率					37.0%	69.7%
②確保方策	特定教育・保育施設 （幼稚園・認定こども園・保育所）	625人	387人	814人	123人	563人
	確認を受けない幼稚園	0人				
	地域型保育事業施設				51人	150人
	企業主導型保育施設の地域枠				10人	20人
	幼稚園及び預かり保育 （一時預かり事業）			0人	0人	0人
	計（②）	625人	387人	814人	184人	733人
② - ①		125人		141人	4人	8人
【参考】 認証保育所・児童館				40人	9人	48人
確保の内容		（前年度施設整備の内容） ○小規模保育事業所：2か所				

		5年目（令和6年度）				
		【1号認定】 3-5歳 教育標準時間認定	【2号認定】 3-5歳 保育認定		【3号認定】 0-2歳 保育認定	
			学校教育利用希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員数）		475人	260人	830人	190人	750人
保育利用率					39.2%	72.3%
②確保方策	特定教育・保育施設 （幼稚園・認定こども園・保育所）	625人	387人	814人	123人	563人
	確認を受けない幼稚園	0人				
	地域型保育事業施設				57人	182人
	企業主導型保育施設の地域枠				10人	20人
	幼稚園及び預かり保育 （一時預かり事業）			0人	0人	0人
	計（②）	625人	387人	814人	190人	765人
② - ①		150人		111人	0人	15人
【参考】 認証保育所・児童館				40人	9人	48人
確保の内容		（前年度施設整備の内容） ○小規模保育事業所：2か所				

4 地域子ども・子育て支援事業計画

(1) 利用者支援事業

①基本型・特定型

(実施箇所数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
b 確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
b - a	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
【量の見込み】 認可保育所や認定こども園、地域子育て支援拠点などが増えていることから、それらを利用するための相談などの需要を見込みます。					
【確保方策の内容】 令和2年度から、子育て未来館「げんキッズ」で利用者支援事業（基本型）を行います。					

②母子保健型

(実施箇所数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
b 確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
b - a	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
【量の見込み】 妊娠期から子育て期の母子保健や育児に関する相談及び支援、教育・保育サービスの利用に係る子育て支援の各種事業の案内などの需要を見込みます。					
【確保方策の内容】 健康センター及びわらべ館に利用者支援の窓口を設け、相談に応じます。					

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 量の見込み	12,890人	13,000人	13,080人	13,160人	13,240人
b 確保方策	12,890人	13,000人	13,080人	13,160人	13,240人
b - a	0人	0人	0人	0人	0人
【量の見込み】 これまでの利用実績と施設整備計画等により、需要を見込みます。					
【確保方策の内容】 認定こども園及び認可保育所で実施体制を確保します。					

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

（実人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	900人	990人	1,020人	1,080人	1,110人
量の見込み②	390人	390人	440人	460人	500人
a 量の見込み	1,290人	1,380人	1,460人	1,540人	1,610人
b 確保方策	1,654人	1,789人	1,789人	1,789人	1,789人
b - a	364人	409人	329人	249人	179人
【量の見込み】 これまでの利用実績と小学校児童数の推移及び入所率を考慮し、利用量を見込みます。					
【確保方策の内容】 利用児童数の増加に対応するため、必要な施設整備を行います。					

備考：量の見込み①：低学年（小学1年生から小学3年生）

量の見込み②：高学年（小学4年生から小学6年生）の見込み。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

（延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 量の見込み	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
b 確保方策	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
b - a	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
【量の見込み】 これまでの利用実績を考慮し、需要を見込みます。					
【確保方策の内容】 児童の対象年齢を、現在の2歳以上から小学生までに加え、2歳児以下の乳幼児についても利用できるよう、児童養護施設等と調整を図ります。					

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

（実人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 量の見込み	490人	490人	490人	490人	485人
b 確保方策	490人	490人	490人	490人	485人
b - a	0人	0人	0人	0人	0人
【量の見込み】 各年度の0歳児の人口推計により、需要を見込みます。					
【確保方策の内容】 生後4か月までのすべての乳児のいる家庭に、保健師等が訪問します。					

(6) 養育支援訪問事業

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 量の見込み	180人日	200人日	220人日	240人日	250人日
b 確保方策	180人日	200人日	220人日	240人日	250人日
b - a	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
【量の見込み】 これまでの利用実績を考慮し、需要を見込みます。					
【確保方策の内容】 乳幼児の養育に不安のある家庭について、保健師と家庭児童相談員や婦人相談員等が連携し、訪問支援を行います。					

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 量の見込み	22,240人回	22,410人回	22,580人回	22,920人回	22,920人回
b 確保方策	22,240人回	22,410人回	22,580人回	22,920人回	22,920人回
b - a	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回
【量の見込み】 設置数が増えていることから、今後も利用者の増加を見込みます。					
【確保方策の内容】 開設の意向がある施設を支援します。					

(8) 一時預かり事業（幼稚園等在園児を対象）

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 量の見込み	8,740人日	8,870人日	9,010人日	9,140人日	9,270人日
b 確保方策	8,740人日	8,870人日	9,010人日	9,140人日	9,270人日
b - a	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
【量の見込み】 これまでの利用実績を考慮し、需要を見込みます。					
【確保方策の内容】 幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に合わせて対応します。					

(9) 一時預かり事業（保育所等）

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 量の見込み	2,920人日	3,040人日	3,170人日	3,300人日	3,420人日
b 確保方策	2,920人日	3,040人日	3,170人日	3,300人日	3,420人日
b - a	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
【量の見込み】 これまでの利用実績を考慮し、需要を見込みます。					
【確保方策の内容】 私立保育所と地域子育て支援拠点で、実施体制を確保します。					

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育）

①病児対応型

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 量の見込み	100人日	140人日	180人日	220人日	270人日
b 確保方策	100人日	140人日	180人日	220人日	270人日
b - a	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
【量の見込み】 これまでの利用実績を考慮し、需要を見込みます。					
【確保方策の内容】 病児保育事業（病児対応型）を整備する保育事業者等を支援します。					

②病後児対応型

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 量の見込み	190人日	210人日	230人日	250人日	270人日
b 確保方策	190人日	210人日	230人日	250人日	270人日
b - a	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
【量の見込み】 これまでの利用実績を考慮し、需要を見込みます。					
【確保方策の内容】 病児保育事業（病後児対応型）を整備する保育事業者等を支援します。					

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 量の見込み	630人日	640人日	640人日	640人日	640人日
b 確保方策	630人日	640人日	640人日	640人日	640人日
b - a	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
【量の見込み】 これまでの利用実績を考慮し、需要を見込みます。					
【確保方策の内容】 新規の協力会員の登録の推進と、既に登録している会員への研修等を充実して活動数を増やせるように努め、利用会員と協力会員の交流会や適切なマッチングにより利用推進を図ります。					

(12) 妊婦健康診査事業

上段：妊婦実人数

下段：妊婦健康診査受診回数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 量の見込み	505人	500人	500人	500人	495人
	6,340回	6,320回	6,300回	6,290回	6,280回
b 確保方策	505人	500人	500人	500人	495人
	6,340回	6,320回	6,300回	6,290回	6,280回
b - a	0人	0人	0人	0人	0人
	0回	0回	0回	0回	0回
【量の見込み】 これまでの利用実績を考慮し、需要を見込みます。					
【確保方策の内容】 山形県医師会に委託し、14回分の基本健診と子宮頸がん検診、性器クラミジアとHTLV-1検査の公費負担を行います。					

第 6 章

計画の推進

第6章

計画の推進

1 関係機関等との連携

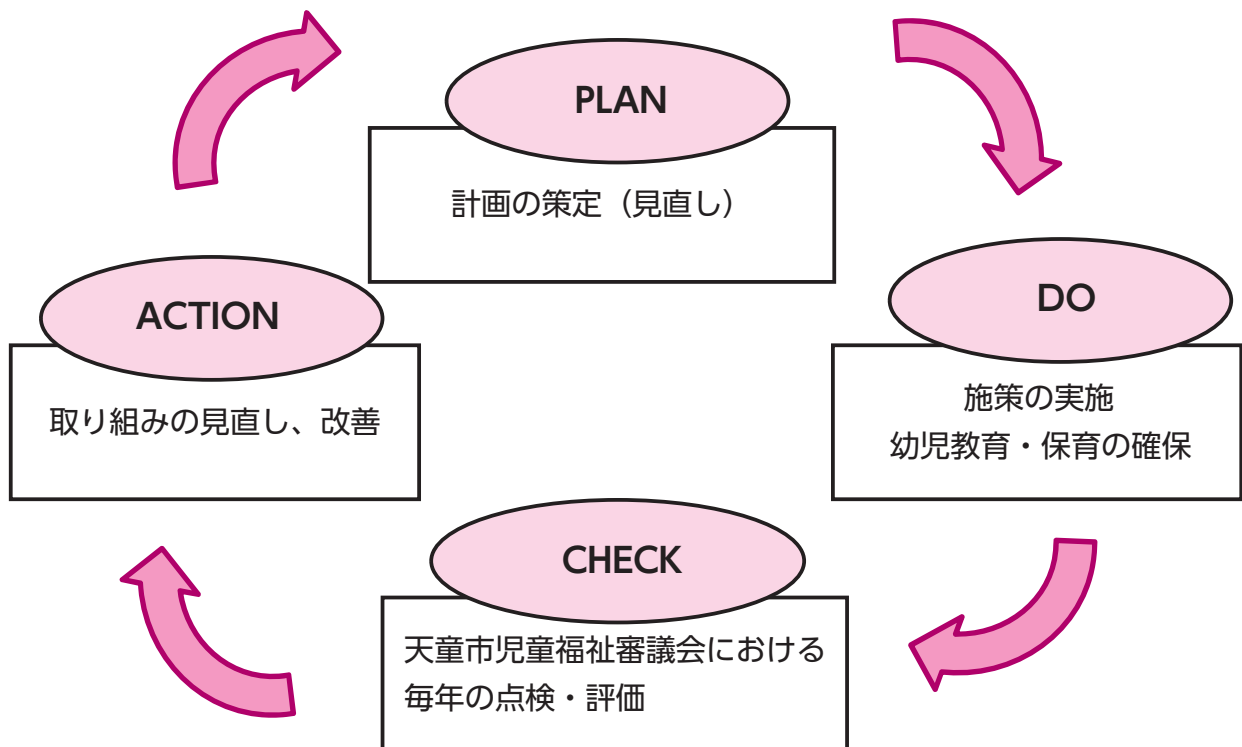
子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者など、幅広く子育て支援に関与する者で構成する「天童市児童福祉審議会」において、専門的及び一般的見地から幅広い意見を聴取し、施策に反映させます。

また、市民の多様なニーズの把握に努め、子どもと子育て中の保護者の声を大切にしながら、各種団体や市民との協働により、計画を推進します。

2 計画の進行管理及び点検・評価

第二期天童市子ども・子育て支援事業計画の適切な進行管理のため、市関係課において施策の進捗状況を把握するとともに、「天童市児童福祉審議会」において、毎年の点検・評価を行い、取り組みの見直しや改善等を検討します。

また、当初の計画に対して「量の見込み」（利用に関するニーズ）及び「確保方策」（確保量とその実施時期）に大きな乖離が見られる場合は、計画の中間年を目安に計画の見直しを行います。





資料編

1 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の目的

子育てを行っている家庭の現状やニーズを把握するため、就学前児童の保護者と小学1年生と4年生の保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象及び調査方法

【就学前児童】

	0～2歳児の保護者	3～5歳児の保護者
対 象	市内在住で3～5歳児の兄弟のいない児童の保護者	市内在住で市内の幼稚園、保育園等に通園している児童の保護者
対象者数	1,019人	1,498人
抽出対象	平成30年11月生まれまで	
調査方法	郵送配布・郵送回収	保育園等を通し配布・回収
調査期間	平成30年12月10日～平成30年12月28日	
回収結果	有効回収数：496件 (有効回収率：48.7%)	有効回収数：1,146件 (有効回収率：76.5%)

【小学1年生・4年生】

	小学1年生の保護者	小学4年生の保護者
対 象	市内小学校に通学している小学1年生の保護者	市内の小学校に通学している小学4年生
対象者数	485人	544人
抽 出	市内小学校の1年生及び4年生全員	
調査方法	各小学校を通し配布・回収	
調査期間	平成30年12月10日～平成30年12月28日	
回収結果	有効回収数：848件 (有効回収率：82.4%)	

(3) 調査項目

就学前児童の保護者	小学1年生と4年生の保護者
1. お子さんのご家族状況について	1. お子さんご家族の状況について
2. 子育ての環境について	2. 子育ての環境について
3. 保護者の就労状況について	3. 保護者の就労状況について
4. 平日の定期的な幼児教育、保育事業の利用状況について	4. 小学校の放課後の過ごし方について
5. お子さんの地域子育て支援事業の利用状況について	5. 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について
6. 土曜・休日や長期休暇中の定期的な幼児教育・保育事業の利用希望について	6. 子育ての環境や支援への満足度について
7. お子さんの病気の際の対応について	
8. 不定期の幼児教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について	
9. お子さんが5歳以上の方・小学校就学後の放課後の過ごし方について	
10. 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について	
11. 子育ての環境や支援への満足度について	

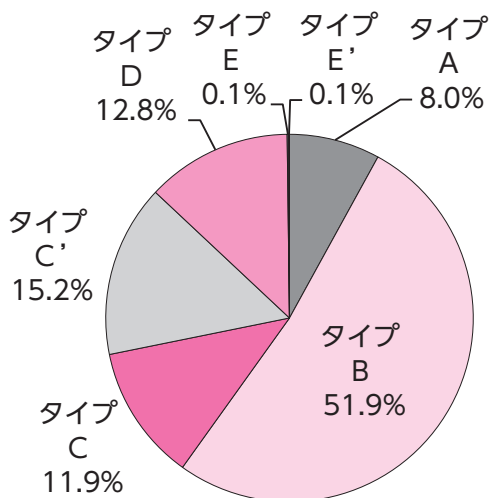
(4) 調査結果

【家庭類型集計結果】

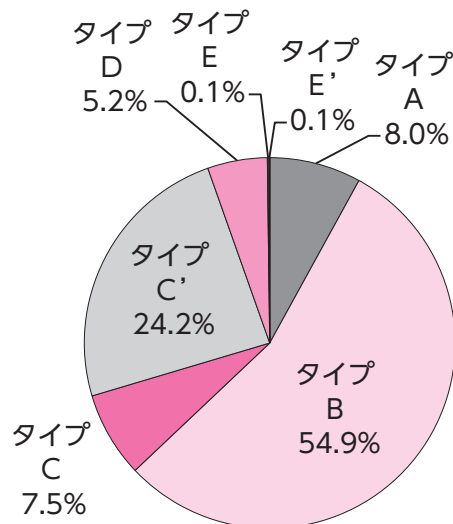
父親と母親の就労状況による「現在の家庭類型」では、「タイプB」のフルタイム共働き家庭が51.9%と最も高く、次いで「タイプC'」のフルタイムとパートタイム（短時間）が15.2%、「タイプD」の専業主婦（夫）が12.8%となっています。

母親の就労希望を反映した「潜在的な家庭類型」では、「タイプB」のフルタイム共働き家庭が54.9%と最も高く、次いで「タイプC'」フルタイムとパートタイム（短時間）が24.2%となっています。専業主婦（夫）の割合が減少しており、母親に潜在的な就労意欲があることが伺えます。

【現在の家庭類型】



【潜在的な家庭類型】



※母親の就労希望を反映

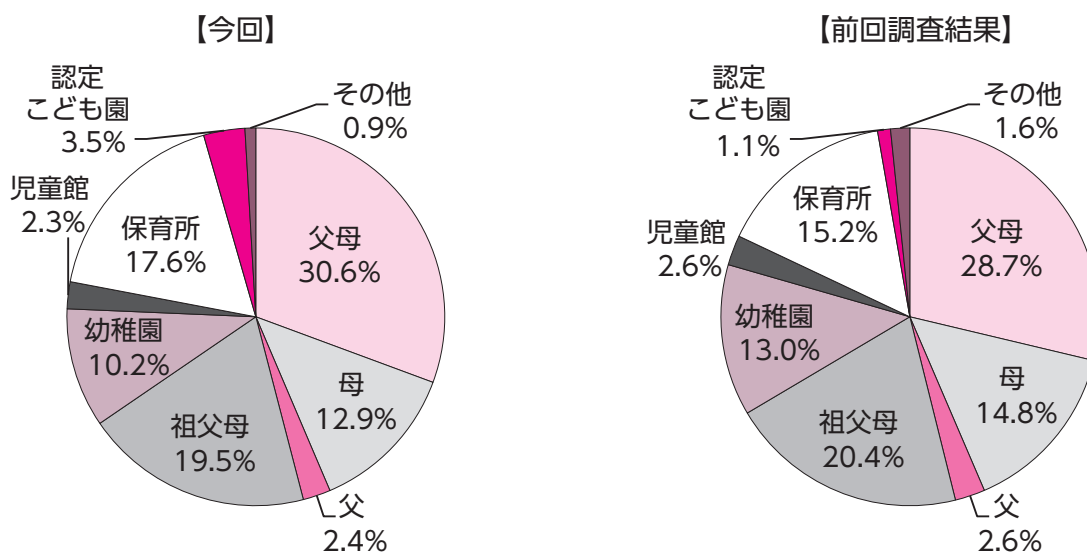
【家庭類型別の実数と割合】

		現在の家庭類型		潜在的な家庭類型	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	118	8.0%	118	8.0%
タイプB	フルタイム×フルタイム	766	51.9%	811	54.9%
タイプC	フルタイム×パートタイム（長時間）	176	11.9%	110	7.5%
タイプC'	フルタイム×パートタイム（短時間）	224	15.2%	357	24.2%
タイプD	専業主婦（夫）	189	12.8%	77	5.2%
タイプE	パートタイム×パートタイム（両方長時間）	2	0.1%	2	0.1%
タイプE'	パートタイム×パートタイム（片方短時間）	1	0.1%	1	0.1%
タイプF	無職×無職	0	0.0%	0	0.0%
合 計		1,476	100.0%	1,476	100.0%

【子育ての環境について】

就学前児童の子育て環境については、子育てに日常的に関わっているものは、「父母」が30.6%で最も高く、次いで「祖父母」が19.5%となっています。施設では「保育所」が17.6%で最も高く、次いで「幼稚園」が10.2%、「認定こども園」が3.5%となっています。

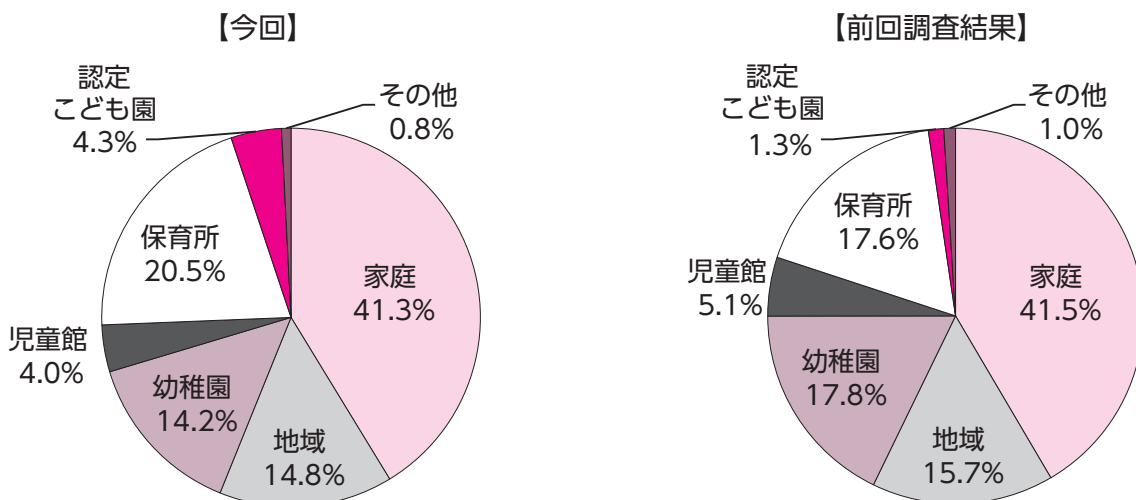
前回調査結果では、「父母」が28.7%、「祖父母」が20.4%、施設では「保育所」が15.2%、「幼稚園」が13.0%、「認定こども園」が1.1%であり、大きな変化は見られませんでした。



【子育てに大きく影響すると思う環境について】

子育てに大きく影響すると思う環境については、「家庭」が41.3%で最も高く、次いで「保育所」が20.5%、「幼稚園」が14.2%となっています。

前回調査結果では、「家庭」が41.5%、次いで「幼稚園」が17.8%、「保育所」が17.6%となっており、前回調査結果と比較すると、「幼稚園」より「保育所」の割合が高くなっています。

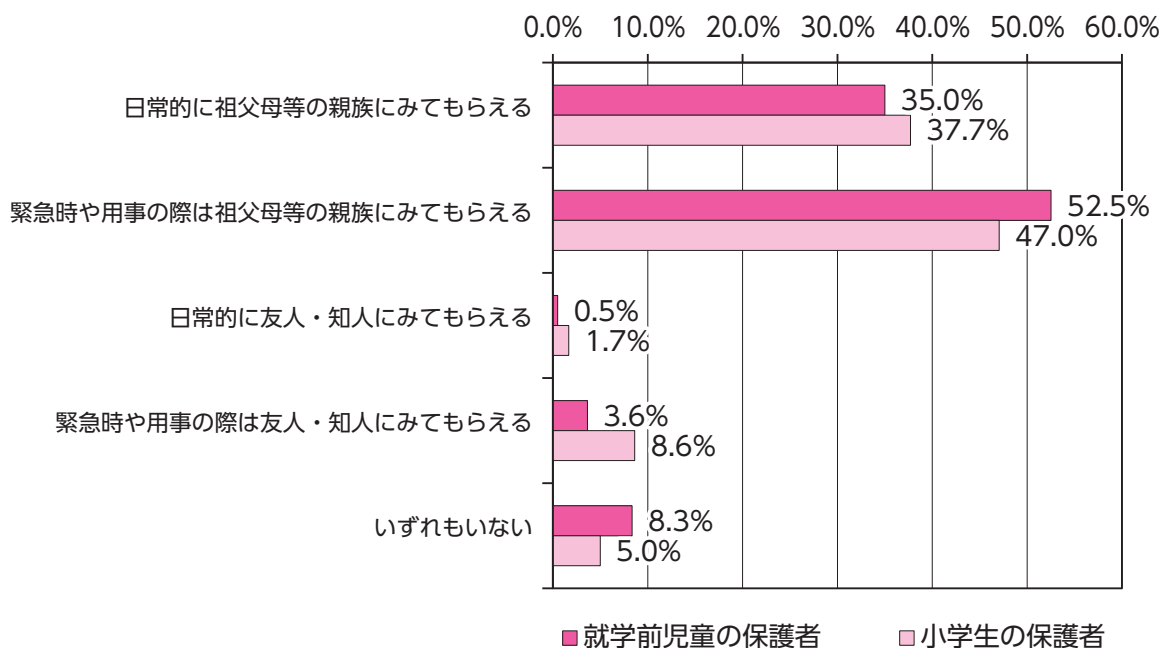


【お子さんを預かってもらえる人について】

「日ごろ、お子さんを預かってもらえる人はいますか」との問いでは、預かってもらえる人は、「緊急時もしくは用事の際には、祖父母等の親族」が52.5%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族」が35.0%となり、「祖父母等の親族」が8割以上を占めています。

前回調査結果では、「緊急時もしくは用事の際には、祖父母等の親族」が47.6%で、「日常的に祖父母等の親族」が39.1%となっており、日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる人の割合が減少しています。

お子さんを預かってもらえる人

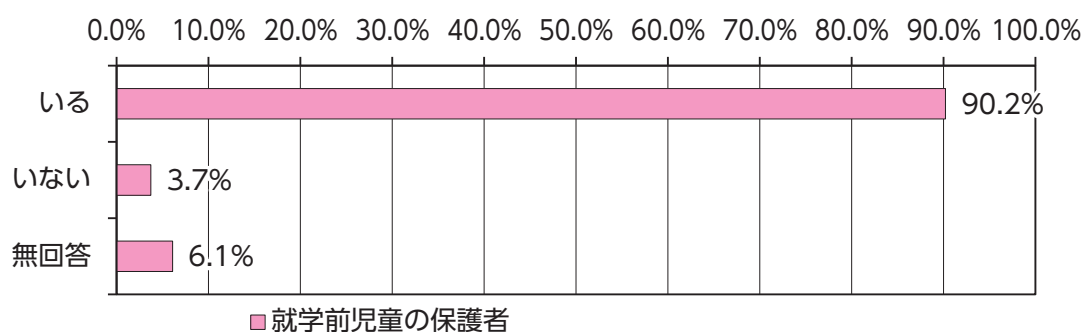


【子育てについて相談できる人について】

「お子さんの子育てについて気軽に相談できる人はいますか」との問いでは、「気軽に相談できる人がいる」が90.2%、「気軽に相談できる人がいない」が3.7%となっています。

前回調査結果では、「気軽に相談できる人がいる」が86.1%、「気軽に相談できる人がいない」が6.9%であり、前回調査結果と比較すると「気軽に相談できる人がいる」の割合が増え、「気軽に相談できる人がいない」の割合が減少しています。

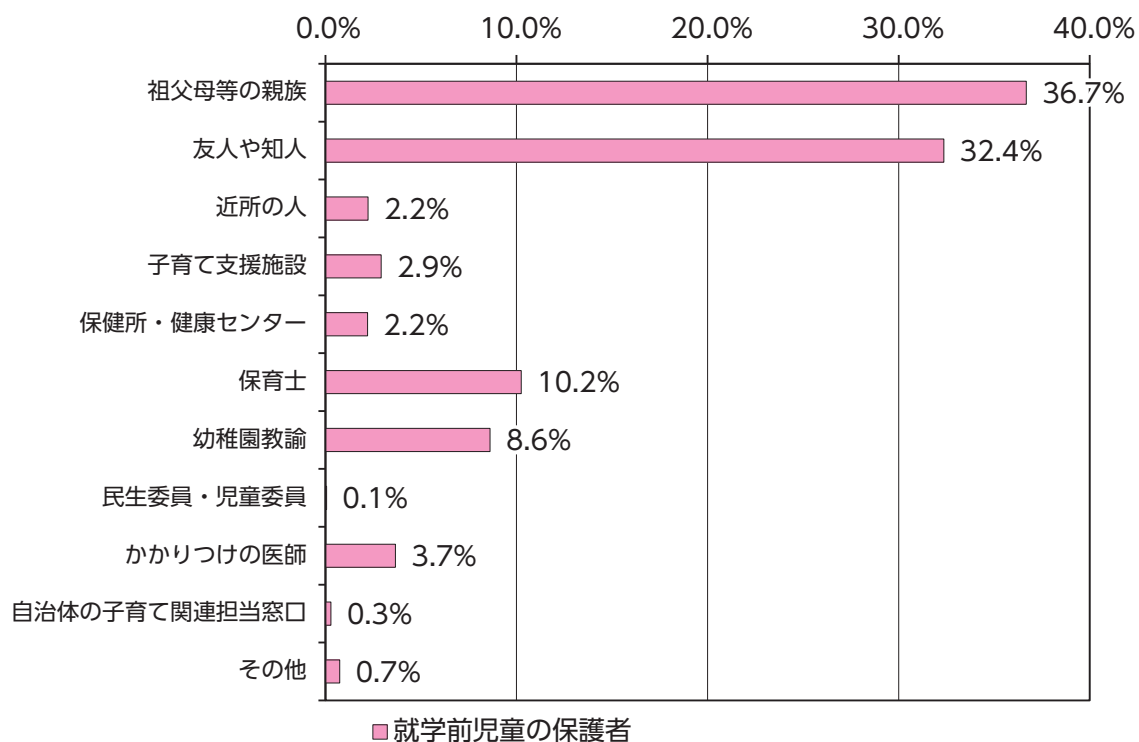
子育てについて相談できる人



【子育てについての相談先について】

子育てについての相談先は、「祖父母等の親族」が36.7%で最も高く、次いで「友人や知人」が32.4%となっています。祖父母等の親族と友人や知人が全体の約7割を占めています。

子育てについての相談先



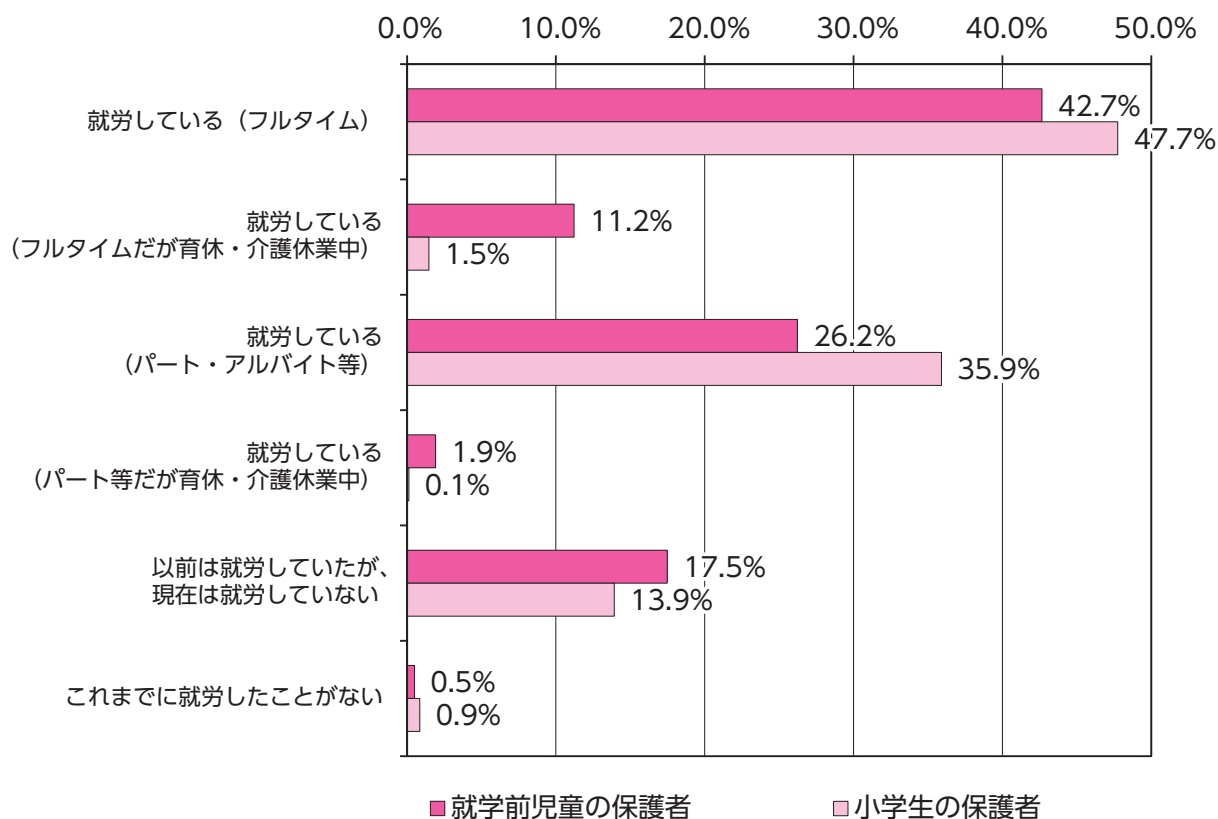
【保護者（母親）の就労状況について】

就学前児童の母親の就労状況については、「フルタイムで就労している」が42.7%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等」が26.2%となっています。「フルタイムだが育休・介護休業中」、「パート等だが育休・介護休業中」を含めると82.0%となり、8割を超えています。

また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は17.5%、前回の調査結果の32.6%と比較すると15.1ポイント減少しており、就労していない母親の減少が見られます。

このような傾向は、小学生の母親についても同様に見られました。

母親の就労状況



【保護者（父親）の就労状況について】

就学前児童の父親の就労状況については、「フルタイムで就労している」が98.4%となっており、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は0.6%となっています。

前回の調査結果では、「フルタイムで就労している」が97.3%で、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が1.8%であり、大きな変化は見られません。

【子育て環境や支援への満足度について】

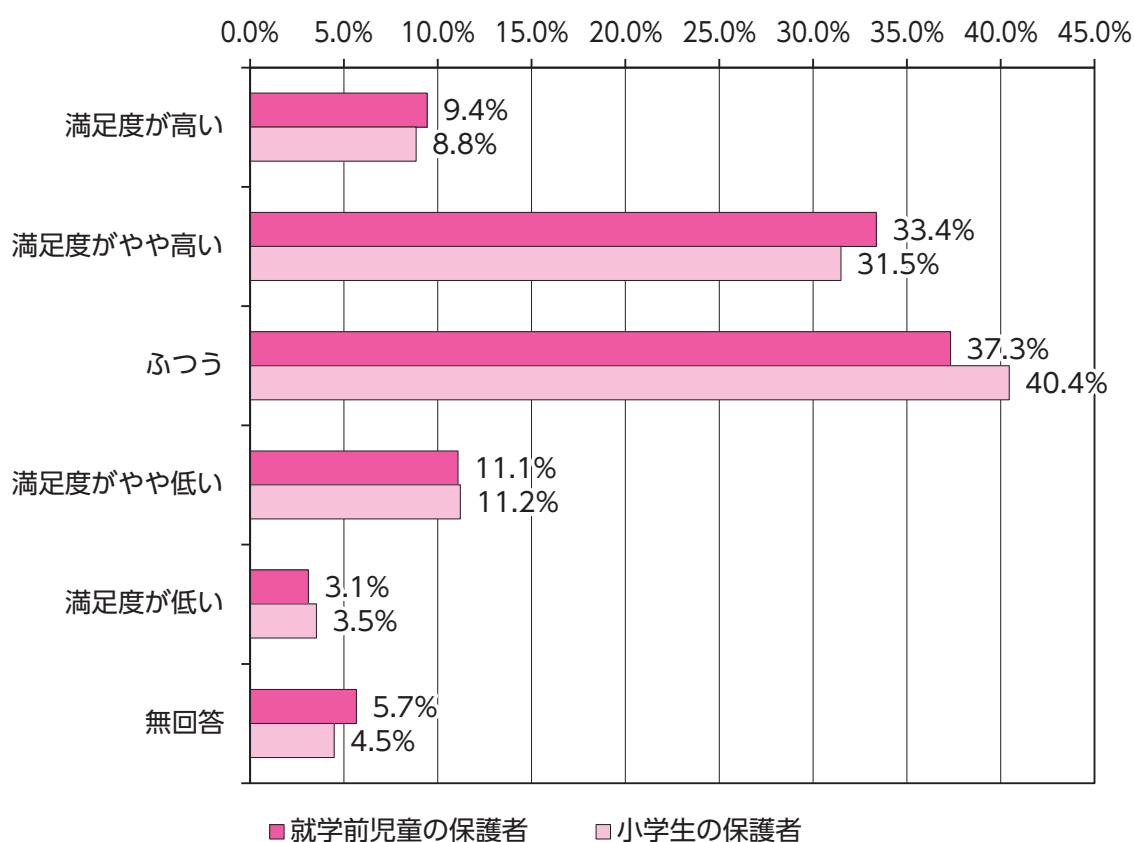
就学前児童の保護者の子育ての環境や支援への満足度については、「満足度が高い」が9.4%、「満足度がやや高い」が33.4%、「ふつう」が37.3%となっています。

前回の調査結果では「満足度が高い」が6.8%、「満足度がやや高い」が25.8%、「ふつう」が40.0%であり、前回の調査結果と比較すると「満足度が高い」が2.6ポイント、「満足度がやや高い」が7.6ポイントの伸びが見られます。

小学生の保護者の子育ての環境や支援への満足度については、「満足度が高い」が8.8%、「満足度がやや高い」が31.5%、「ふつう」が40.4%となっています。

前回の調査結果では「満足度が高い」が5.9%、「満足度がやや高い」が27.8%、「ふつう」が39.4%であり、前回の調査結果と比較すると「満足度が高い」が2.9ポイント、「満足度がやや高い」が3.7ポイント増加しました。

子育て環境や支援への満足度



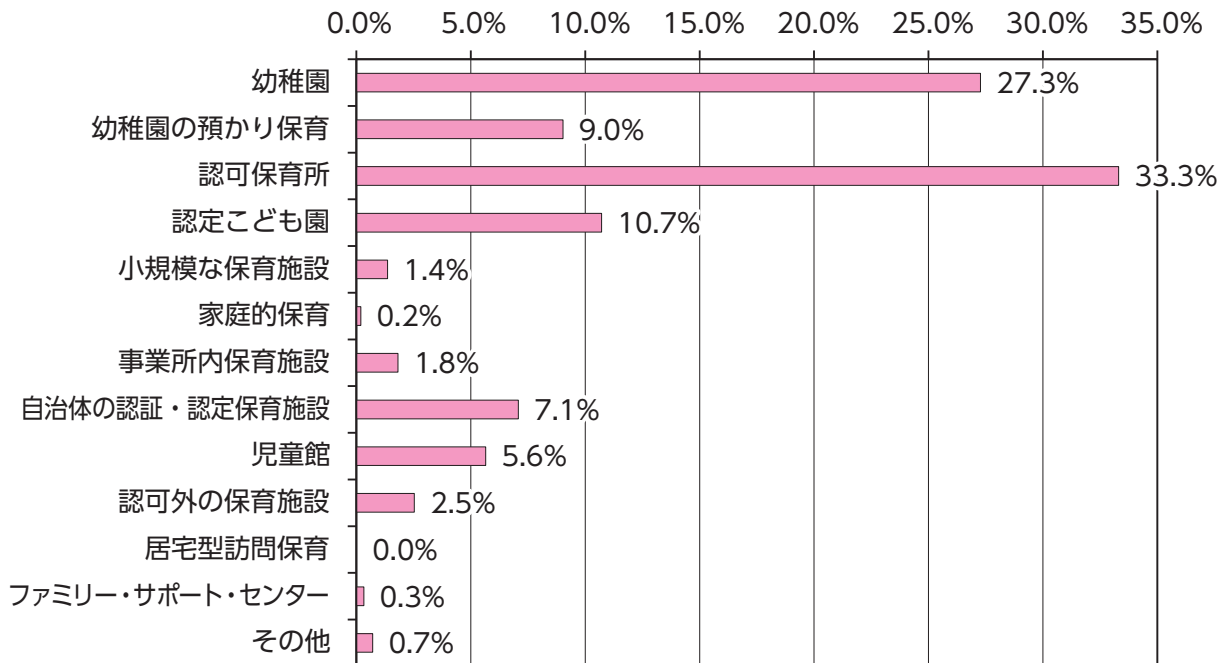
【幼児教育・保育事業の利用状況について】

定期的にご利用している幼児教育・保育事業については、81.9%が「利用している」と回答しています。施設の類型では、「認可保育所」が33.3%で最も多く、次いで「幼稚園」が27.3%、「認定こども園」が10.7%となっています。

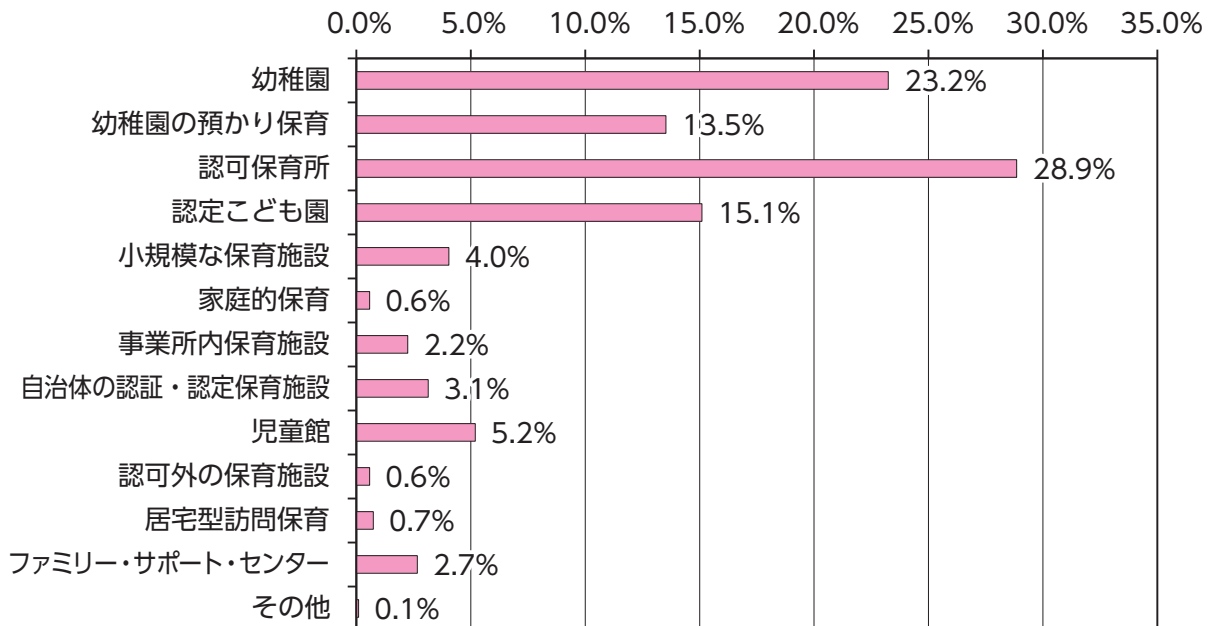
前回の調査結果では、「認可保育所」が20.1%、「幼稚園」が35.0%、「認定こども園」が4.1%で、前回の調査結果と比較すると「幼稚園」が減少し、「認定こども園」と「認可保育所」が増加しています。

また、現在利用している、利用していないにかかわらず、定期的に利用したと考える事業については、「認可保育所」が28.9%で最も多く、次いで「幼稚園」が23.2%となり、現在利用している施設が、利用したいニーズに合っていると推測されます。

定期的に利用している施設等（就学前）

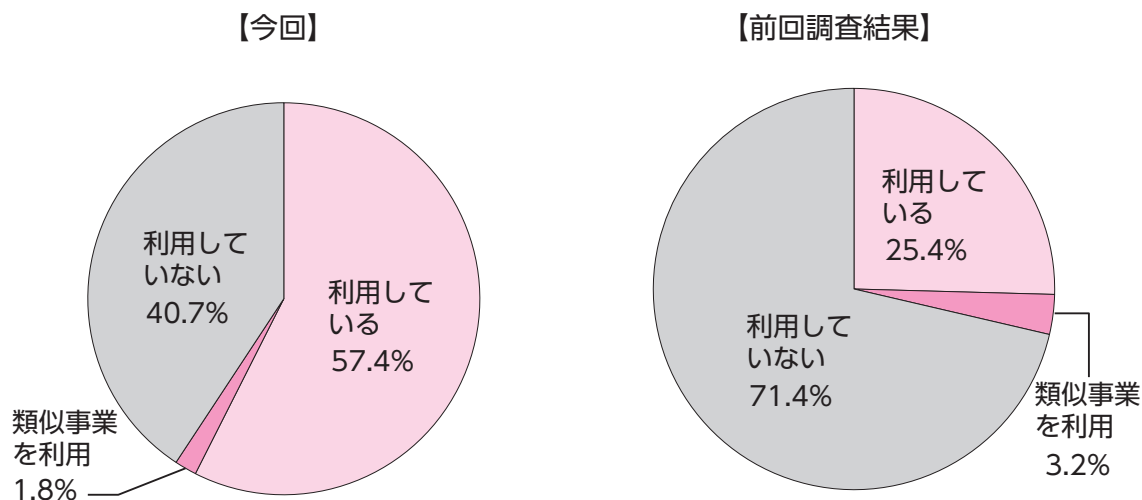


定期的に利用したい施設等（就学前）



【地域の子育て支援事業の利用状況について】

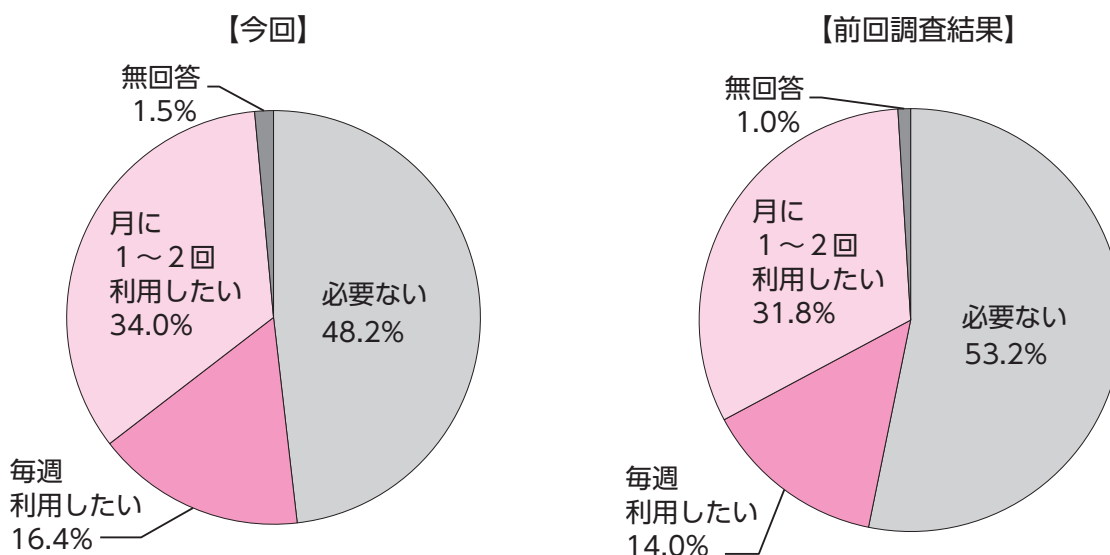
地域の子育て支援拠点の利用状況については、「利用している」が57.4%で、前回の調査結果の25.4%と比較すると、32.0ポイント増加しました。



【土曜・休日・長期休暇中の定期的な幼児教育・保育事業の利用希望について】

土曜日、休日や長期休暇中の定期的な幼児教育・保育については、「必要ない」が48.2%で最も高く、次いで「月に1～2回利用したい」が34.0%、「毎週利用したい」が16.4%となっています。

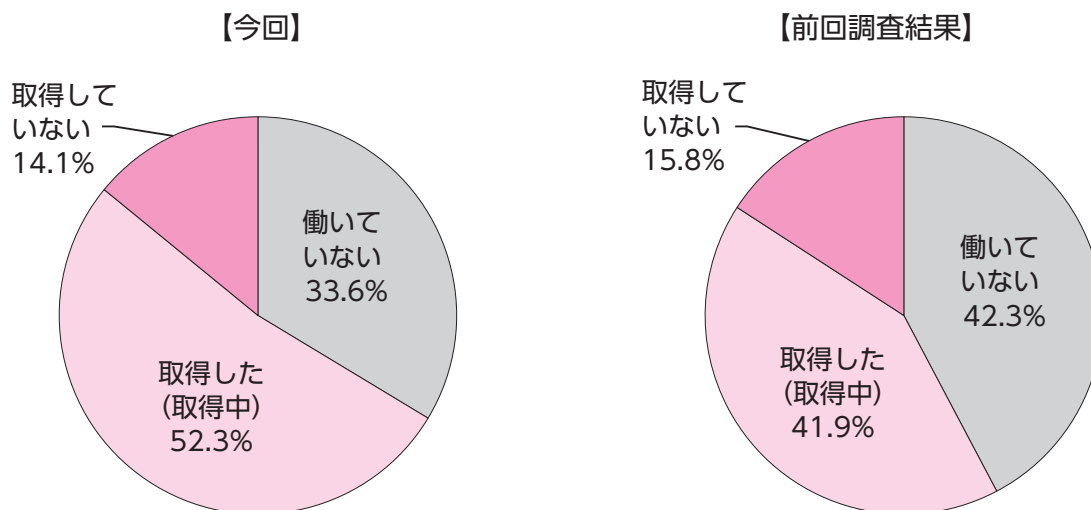
前回の調査結果では、「必要ない」が53.2%、「月に1～2回利用したい」が31.8%、「毎週利用したい」が14.0%であり、前回の調査結果と比較すると「必要ない」が5.0ポイント減少し、「月に1～2回利用したい」が3.8ポイント、「毎週利用したい」が2.4ポイント増加しました。



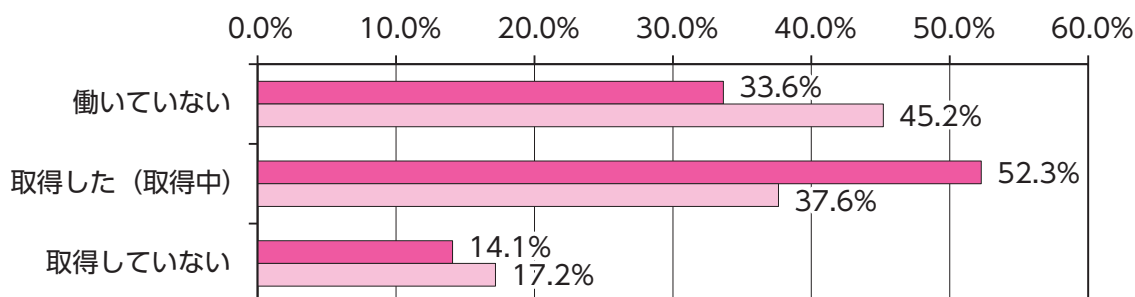
【育児休業制度の利用状況について】

就学前児童の母親の育児休業の取得状況については、「取得した、または取得中」が52.3%で、「取得していない」が14.1%となっています。

前回の調査結果では、「取得したまたは取得中」が41.9%で、「取得していない」が15.8%であり、前回の調査結果と比較すると「取得した、または取得中」が0.4ポイント増加しました。



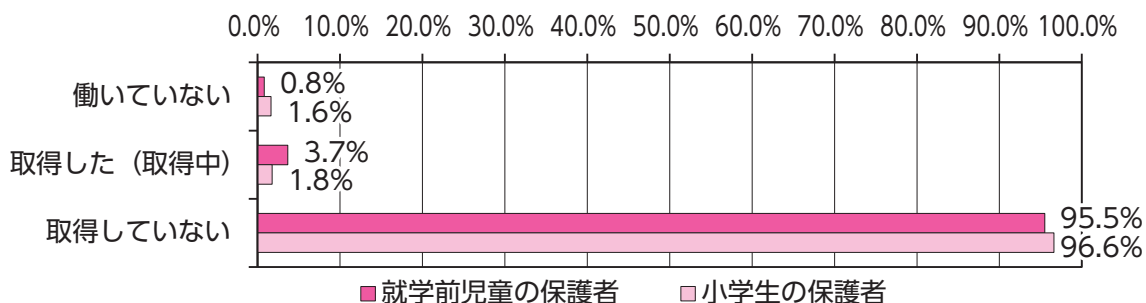
母親の育児休業取得状況



父親の育児休業の取得状況については、「取得したまたは取得中」が3.7%、「取得していない」が95.5%となっています。

前回の調査結果では、「取得したまたは取得中」が0.8%、「取得していない」が97.6%であり、前回の調査結果と比較すると「取得したまたは取得中」が2.9ポイント増加しました。

父親の育児休業取得状況



2 天童市児童福祉審議会委員名簿

(敬称略)

No	氏 名	所 属 団 体 等 名	備 考
1	村 山 晴 香	天童市教育委員会教育委員	
2	五十嵐 哲 朗	山形県福祉相談センター	
3	遠 藤 篤 男	天童市幼児教育連絡協議会	副会長
4	森 谷 千佳子	天童市幼児教育連絡協議会	
5	岡 村 美由紀	天童市学童保育連絡協議会	
6	熊 澤 篤 夫	天童子育て支援・子育てサークル協議会	
7	山 口 輝	天童市保育園保護者会連絡協議会	
8	武 田 邦美子	天童市手をつなぐ育成会	
9	平 田 進	天童市PTA連合会	
10	鴨 田 みさを	天童市主任児童委員	
11	佐 藤 泰 子	天童市母子寡婦福祉連合会	
12	松 田 知 明	羽陽学園短期大学	会 長
13	國 井 由紀子	天童市小中学校校長会	
14	神 村 匡	天童市東村山郡医師会	
15	阿 部 英 弥	天童商工会議所	

※任期：平成30年6月25日から令和2年3月31日まで

3 第二期天童市子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No	名称	氏名	職名
1	委員長	桃園正幸	健康福祉部長
2	副委員長	秋保泰志	健康福祉部子育て支援課長
3	委員	湯村耕司	総務部総務課長
4	委員	結城洋史	総務部財政課長
5	委員	武田芳仁	総務部市長公室室長補佐
6	委員	加藤博之	健康福祉部社会福祉課長
7	委員	五十嵐孝	健康福祉部保険給付課長
8	委員	阿彦里美	健康福祉部健康課長
9	委員	金子重也	市民部生活環境課長
10	委員	花輪達也	市民部文化スポーツ課長
11	委員	村山秀和	経済部商工観光課長
12	委員	那須和寿	建設部建設課長
13	委員	今田晃	建設部都市計画課長
14	委員	横倉文男	教育委員会教育総務課課長補佐
15	委員	佐藤亨	教育委員会学校教育課長
16	委員	熊澤輝	教育委員会生涯学習課長

4 第二期天童市子ども・子育て支援行動計画策定検討会議委員名簿

(敬称略)

No	名称	氏名	職名
1	委員長	秋保泰志	子育て支援課長
2	委員	富樫篤朗	社会福祉課調整係主査
3	委員	松田ゆかり	社会福祉課障がい支援係主査
4	委員	土屋亜紀子	社会福祉課保護係行政主査
5	委員	塩野智子	保険給付課国保医療係主査
6	委員	松田英理	健康課母子保健係長
7	委員	高橋朋美	健康課発達支援係長
8	委員	松原幸	教育総務課庶務係主査
9	委員	鈴木博志	学校教育課指導係副主幹
10	委員	大泉佑可子	生涯学習課学習推進係主事
事務局		結城篤彦	子育て支援課課長補佐（児童育成係長）
		安孫子有里	子育て支援課課長補佐（家庭支援係長）



TENDO®